

# 令和5年度第1回高知県環境審議会 次第

日時：令和5年7月27日（木）13:30～15:30

場所：高知県人権啓発センター 6F ホール

- 1 開会
- 2 林業振興・環境部長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項

## <部会報告>

### (1) 水環境部会

- ・令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

### (2) 自然環境部会

- ・白髪鳥獣保護区特別保護地区の指定について

### (3) 温泉部会

- ・温泉の飲用利用許可にかかる取扱要領の制定（R5.4.5 施行）について

## 5 審議事項

- ・高知県環境基本計画第五次計画の取組状況について

## 6 諮問事項

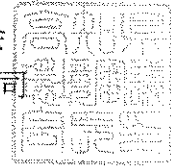
- ・生物多様性こうち戦略の改定について



4 高環審水第3号  
令和5年3月30日

高知県知事 瀨田 省司 様

高知県環境審議会  
会長 一色 健司



令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（答申）

当審議会に諮問された「令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）」に関する審議の結果を下記のとおり答申します。

記

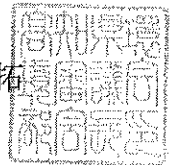
令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）については、修正案のとおりとすることが適当であると認めます。



4 高環審水第2号  
令和5年3月27日

高知県環境審議会  
会長 一色 健司 様

高知県環境審議会水環境部会  
部会長 藤原 拓



令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（報告）

高知県環境審議会から当部会に付託されました「令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）」は、審議の結果、修正案のとおり実施することが適当であると認められましたので報告します。

なお、付託された原案について、修正された箇所は別添のとおりです。

# 環境審議会（水環境部会）審議報告

## 「令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」

### 1. 公共用水域

#### 1) 河川測定機関分担

水 域 名	河川水域及び地点数 下段：未指定河川	測 定 分 担				備 考 (令和4年度との比較)
		国 土 交通省	高知県	高知市	水資源	
吉 野 川	1 河川 1 水域 1 地点 1 河川 1 地点		2 河川 2 地点			
室戸阿南海岸 国 定 公 園	2 河川 2 水域 2 地点 2 河川 2 地点		4 河川 4 地点			
土佐湾東部関連	4 河川 4 水域 8 地点 1 河川 1 地点		5 河川 9 地点			
物 部 川	2 河川 3 水域 7 地点	1 河川 3 地点	2 河川 4 地点			
浦 戸 湾	8 河川 13 水域 22 地点 6 河川 6 地点			14 河川 28 地点		鏡川上流水域の補助地点が 1 地点減少（廓中堰）
仁 淀 川	6 河川 7 水域 18 地点 4 河川 4 地点	3 河川 9 地点	10 河川 13 地点			
須 崎 湾	3 河川 3 水域 3 地点		3 河川 3 地点			
中土佐地先海域 関 連	3 河川 3 水域 4 地点 3 河川 3 地点		6 河川 7 地点			
四 万 十 川	6 河川 6 水域 19 地点 3 河川 5 地点	4 河川 12 地点	7 河川 12 地点			
足摺海中公園	3 河川 3 水域 3 地点		3 河川 3 地点			
宿 毛 湾	4 河川 4 水域 4 地点		4 河川 4 地点			
計	42 河川 49 水域 91 地点 20 河川 22 地点	8 河川 24 地点	46 河川 61 地点	14 河川 28 地点		

#### 2) 湖沼測定機関分担

水 域 名	湖沼水域及び地点数	測 定 分 担				備 考 (令和4年度との比較)
		国 土 交通省	高知県	高知市	水資源	
早明浦ダム 貯 水 池	1 湖沼 1 水域 1 地点				1 湖沼 1 地点	
長沢ダム 貯 水 池	1 湖沼 1 水域 1 地点		1 湖沼 1 地点			
大橋ダム 貯 水 池	1 湖沼 1 水域 1 地点		1 湖沼 1 地点			
計	3 湖沼 3 水域 3 地点		2 湖沼 2 地点		1 湖沼 1 地点	

### 3) 海域測定機関分担

水 域 名	海域水域及び地点数	測 定 分 担			備 考 (令和4年度との比較)
		国 土 交通省	高知県	高知市	
室戸阿南海岸 国 定 公 園	1 海域 1 水域 5 地点		1 海域 5 地点		
浦 戸 湾	1 海域 2 水域 14 地点			1 海域 14 地点	
須 崎 湾	1 海域 2 水域 5 地点		1 海域 5 地点		
中土佐地先海域 関 連	1 海域 1 水域 16 地点		1 海域 13 地点	1 海域 3 地点	
足 摺 宇 和 海 国 立 公 園	1 海域 1 水域 6 地点		1 海域 6 地点		
足 摺 海 中 公 園	1 海域 1 水域 5 地点		1 海域 5 地点		
宿 毛 湾	1 海域 2 水域 8 地点		1 海域 8 地点		
計	7 海域 10 水域 59 地点		6 海域 42 地点	2 海域 17 地点	

4) 公共用水域水質測定計画統括表

( ) : 令和4年度

測定項目	測定機関				合計	
	国土交通省	高知県	高知市	水資源機構		
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	336 ( 336)	602 ( 602)	222 ( 228)	12 ( 12)	1,172 ( 1,178)
	DO(溶存酸素量)	336 ( 336)	602 ( 602)	222 ( 228)	12 ( 12)	1,172 ( 1,178)
	BOD(生物化学的酸素量)	336 ( 336)	414 ( 414)	168 ( 174)	12 ( 12)	930 ( 936)
	COD(化学的酸素要求量)	336 ( 336)	218 ( 218)	222 ( 228)	12 ( 12)	788 ( 794)
	SS(浮遊物質)	336 ( 336)	426 ( 426)	168 ( 174)	12 ( 12)	942 ( 948)
	大腸菌数	336 ( 336)	344 ( 332)	124 ( 126)	12 ( 12)	816 ( 806)
	油分(ノルマルヘキサン抽出物質)	0 ( 0)	2 ( 2)	0 ( 0)	0 ( 0)	2 ( 2)
	全窒素	202 ( 202)	174 ( 174)	222 ( 228)	12 ( 12)	610 ( 616)
	全燐	202 ( 202)	174 ( 174)	222 ( 228)	12 ( 12)	610 ( 616)
	全亜鉛	56 ( 44)	23 ( 23)	20 ( 20)	12 ( 12)	111 ( 99)
	ノニルフェノール	56 ( 44)	23 ( 23)	9 ( 9)	12 ( 12)	100 ( 88)
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	56 ( 44)	23 ( 23)	9 ( 9)	12 ( 12)	100 ( 88)
	底層DO	36 ( 36)	124 ( 124)	18 ( 18)	12 ( 12)	190 ( 190)
	健康項目	カドミウム	29 ( 29)	61 ( 61)	0 ( 0)	1 ( 2)
全シアン		29 ( 29)	0 ( 0)	3 ( 3)	1 ( 2)	33 ( 34)
鉛		29 ( 29)	61 ( 61)	20 ( 20)	1 ( 2)	111 ( 112)
六価クロム		29 ( 29)	66 ( 66)	5 ( 5)	1 ( 2)	101 ( 102)
砒素		29 ( 29)	61 ( 61)	0 ( 0)	1 ( 2)	91 ( 92)
総水銀		29 ( 29)	61 ( 61)	0 ( 0)	1 ( 2)	91 ( 92)
アルキル水銀		5 ( 3)	0 ( 0)	0 ( 0)	1 ( 2)	6 ( 5)
PCB		29 ( 29)	65 ( 65)	0 ( 0)	1 ( 2)	95 ( 96)
ジクロロメタン		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
四塩化炭素		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
1,2-ジクロロエタン		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
1,1-ジクロロエチレン		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
シス-1,2-ジクロロエチレン		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
1,1,1-トリクロロエタン		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
1,1,2-トリクロロエタン		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
トリクロロエチレン		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
テトラクロロエチレン		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
1,3-ジクロロプロペン		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
チウラム		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
シマジン		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
チオベンカルブ		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
ベンゼン		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
セレン		29 ( 29)	37 ( 37)	20 ( 20)	1 ( 2)	87 ( 88)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		102 ( 102)	61 ( 61)	20 ( 20)	12 ( 12)	195 ( 195)
ふっ素	29 ( 29)	42 ( 42)	8 ( 8)	1 ( 2)	80 ( 81)	
ほう素	29 ( 29)	37 ( 37)	8 ( 8)	1 ( 2)	75 ( 76)	
1,4-ジオキサン	29 ( 29)	59 ( 59)	9 ( 9)	1 ( 2)	98 ( 99)	
特殊項目	銅	0 ( 0)	1 ( 1)	20 ( 20)	0 ( 0)	21 ( 21)
	亜鉛	0 ( 0)	1 ( 1)	0 ( 0)	0 ( 0)	1 ( 1)
	鉄(溶解性)	0 ( 0)	1 ( 1)	20 ( 20)	0 ( 0)	21 ( 21)
	マンガン(溶解性)	36 ( 36)	1 ( 1)	20 ( 20)	0 ( 0)	57 ( 57)
	クロム	0 ( 0)	7 ( 7)	20 ( 20)	0 ( 0)	27 ( 27)
その他の項目	濁度	190 ( 190)	144 ( 144)	168 ( 174)	12 ( 12)	514 ( 520)
	透明度	48 ( 48)	176 ( 176)	54 ( 54)	12 ( 12)	290 ( 290)
	塩素イオン	114 ( 114)	188 ( 188)	222 ( 228)	0 ( 0)	524 ( 530)
	アンモニア性窒素(NH <sub>4</sub> -N)	154 ( 154)	0 ( 0)	0 ( 0)	12 ( 12)	166 ( 166)
	リン酸イオン	66 ( 66)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	66 ( 66)
	MBAS	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)
	TOC	8 ( 8)	0 ( 0)	222 ( 228)	0 ( 0)	230 ( 236)
	電気伝導度	60 ( 60)	0 ( 0)	222 ( 228)	12 ( 12)	294 ( 300)
	クロロフィルa	156 ( 156)	0 ( 0)	0 ( 0)	12 ( 12)	168 ( 168)
	トリハロメタン生成能	18 ( 18)	0 ( 0)	0 ( 0)	1 ( 1)	19 ( 19)
	酸化還元電位( * 令和5年度から測定開始)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	12 ( 0)	12 ( 0)
	要監視項目等	24 ( 24)	36 ( 36)	0 ( 0)	2 ( 2)	62 ( 62)
	底質	13 ( 13)	6 ( 6)	2 ( 2)	1 ( 1)	22 ( 22)
流量測定	144 ( 144)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	144 ( 144)	
総計	4,487 ( 4,449)	4,839 ( 4,827)	2,969 ( 3,037)	258 ( 272)	12,553 ( 12,585)	

(測定計画備考)

※1 高知県が測定する要監視項目等は、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロポス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、塩化ビニルモノマー及びPFOS及びPFOAとする。

※2 国土交通省が測定する要監視項目等は、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロポス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン及びキシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモンとする。

※3 水資源機構が測定する要監視項目等は、4-tert-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールとする。

## 2. 地下水調査

### 1) 国土交通省測定分

( ) : 令和4年度

調査区分	市町村数	地点数
概況調査	3 ( 3 )	4 ( 4 )
汚染井戸周辺地区調査	0 ( 0 )	0 ( 0 )
継続監視調査	0 ( 0 )	0 ( 0 )
計 実数	3 ( 3 )	4 ( 4 )

### 2) 高知県測定分

( ) : 令和4年度

調査区分	市町村数	地点数
概況調査	10 ( 12 )	20 ( 20 )
汚染井戸周辺地区調査	0 ( 0 )	0 ( 0 )
継続監視調査	5 ( 5 )	10 ( 10 )
計 実数	11 ( 16 )	30 ( 30 )

### 3) 高知市測定分

( ) : 令和4年度

調査区分	市町村数	地点数
概況調査	1 ( 1 )	5 ( 5 )
汚染井戸周辺地区調査	0 ( 0 )	0 ( 0 )
継続監視調査	1 ( 1 )	7 ( 7 )
計 実数	1 ( 1 )	12 ( 12 )

### 4) 総計

( ) : 令和4年度

調査区分	市町村数	地点数
概況調査	14 ( 12 )	29 ( 29 )
汚染井戸周辺地区調査	0 ( 0 )	0 ( 0 )
継続監視調査	6 ( 6 )	17 ( 17 )
計 実数	17 ( 15 )	46 ( 46 )

### 5) 地下水調査地点 (井戸所在地市町村名)

	調査区分	令和5年度	令和4年度
国土交通省	概況調査	高知市、南国市、四万十市	高知市、南国市、四万十市
	汚染井戸周辺地区調査		
	継続監視調査		
高知県	概況調査	土佐市、須崎市、いの町、佐川町、越知町、日高村、中土佐町、津野町、梶原町、四万十町	室戸市、安芸市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、大月町、黒潮町
	汚染井戸周辺地区調査		
	継続監視調査	室戸市、南国市、土佐市、香美市、佐川町	室戸市、南国市、土佐市、香美市、佐川町
高知市	概況調査	高知市	高知市
	汚染井戸周辺地区調査		
	継続監視調査	高知市	高知市
測定計画	概況調査	高知市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、いの町、佐川町、越知町、日高村、中土佐町、津野町、梶原町、四万十町	高知市、室戸市、安芸市、南国市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、大月町、黒潮町
	汚染井戸周辺地区調査		
	継続監視調査	高知市、室戸市、南国市、土佐市、香美市、佐川町	高知市、室戸市、南国市、土佐市、香美市、佐川町

## 6) 地下水水質測定計画統括表

( ) : 令和4年度

測定項目	測定機関			合計	
	国土交通省	高知県	高知市		
健康項目	カドミウム	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 5)	28 ( 28)
	全シアン	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 5)	28 ( 28)
	鉛	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 5)	28 ( 28)
	六価クロム	3 ( 3)	24 ( 24)	5 ( 5)	32 ( 32)
	砒素	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 5)	28 ( 28)
	総水銀	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 5)	28 ( 28)
	アルキル水銀	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)
	PCB	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 5)	28 ( 28)
	ジクロロメタン	3 ( 3)	30 ( 30)	7 ( 7)	40 ( 40)
	四塩化炭素	3 ( 3)	30 ( 30)	7 ( 7)	40 ( 40)
	クロロエチレン	3 ( 3)	30 ( 30)	5 ( 5)	38 ( 38)
	1,2-ジクロロエタン	3 ( 3)	30 ( 30)	7 ( 7)	40 ( 40)
	1,1-ジクロロエチレン	3 ( 3)	30 ( 30)	7 ( 7)	40 ( 40)
	1,2-ジクロロエチレン	3 ( 3)	30 ( 30)	7 ( 7)	40 ( 40)
	1,1,1-トリクロロエタン	3 ( 3)	30 ( 30)	7 ( 7)	40 ( 40)
	1,1,2-トリクロロエタン	3 ( 3)	30 ( 30)	7 ( 7)	40 ( 40)
	トリクロロエチレン	3 ( 3)	30 ( 30)	7 ( 7)	40 ( 40)
	テトラクロロエチレン	3 ( 3)	30 ( 30)	7 ( 7)	40 ( 40)
	1,3-ジクロロプロペン	3 ( 3)	30 ( 30)	7 ( 7)	40 ( 40)
	チウラム	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 5)	28 ( 28)
	シマジン	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 5)	28 ( 28)
	チオベンカルブ	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 5)	28 ( 28)
	ベンゼン	3 ( 3)	30 ( 30)	7 ( 7)	40 ( 40)
	セレン	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 5)	28 ( 28)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4 ( 4)	46 ( 46)	10 ( 9)	60 ( 59)
	ふっ素	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 5)	28 ( 28)
	ぼう素	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 6)	28 ( 29)
	1,4-ジオキサン	3 ( 3)	20 ( 20)	5 ( 5)	28 ( 28)
その他	pH(水素イオン濃度)	8 ( 8)	50 ( 50)	12 ( 12)	70 ( 70)
	塩素イオン	8 ( 8)	50 ( 50)	12 ( 12)	70 ( 70)
	電気伝導度	4 ( 4)	50 ( 50)	12 ( 12)	66 ( 66)
	アンモニア性窒素(NH <sub>4</sub> -N)	2 ( 2)	50 ( 50)	0 ( 0)	52 ( 52)
総計	104 ( 104)	890 ( 890)	198 ( 198)	1192 ( 1192)	

(測定計画備考)

※1 アルキル水銀については、総水銀検出時に測定する。

※2 概況調査において、健康項目が検出された場合は、適宜汚染井戸周辺地区調査を行う。





## 環境審議会（自然環境部会）審議報告

○白髪鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 指定経過

- 令和4年2月 高知県環境審議会に諮問
- 令和5年2月 高知県環境審議会自然環境部会での審議
- 令和5年3月 高知県環境審議会から答申
- 令和5年8月（予定） 高知県公報で告示

2 特別保護地区の概要

名 称	区 分	所在地	面積 (ha)	指定始期	新指定期間
白髪 特別保護地区	森林鳥獣生息地	本山町	78 (国有林)	昭和 39 年 3 月 25 日	令和 5 年 11 月 15 日～ 令和 15 年 11 月 14 日

3 法的根拠

- 鳥獣保護管理法第 29 条第 1 項 特別保護地区の指定
- " 同 条 第 2 項 鳥獣保護区の存続期間の範囲内で定める特別保護地区の存続期間
- " 同 条 第 4 項 指定について法第 4 条第 4 項の規定を準用
- " 第 4 条 第 4 項 審議会の意見聴取義務

## 温泉の飲用利用許可にかかる取扱要領

この要領は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条第 3 項に規定する温泉の成分が衛生上有害であると認められる基準及び温泉を飲用する者に健康被害が生じないための施設の構造設備基準等を定めるものとする。

## 1 飲用利用について

## (1) 飲用に当たって

源泉から飲用場所までは、飲用に専用の配管を設け、温泉が滞留することなく供給を行い、飲用場所においては蛇口を常時開放すること。

飲用に供する温泉は、源泉から直接供給した新鮮な温泉とし、当該温泉は、土壌汚染又は地下水汚染等の影響を受けておらず、飲用に当たって循環ろ過又は消毒等を行わず、貯湯槽又は中継槽等の温泉の滞留の要因となる設備を経由しないこと。

温泉の利用許可申請を行うに当たって、「温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために知事が必要と認める書類」は、別紙 1 のとおりとする。

温泉の飲用に起因する健康被害が発生した場合は、直ちに飲用を中止し、原因を究明するとともに、原因を解消すること。

温泉を飲用に供するための設備は 1 年に 1 回以上点検及び清掃を行い、当該設備を変更するときは、変更を行おうとする日の 30 日以上前までに高知県健康政策部薬務衛生課（以下「薬務衛生課」という。）に協議を行うこと。

## (2) 飲用可否の判断基準（温泉中の成分濃度）について

別紙 2 「飲用可否の判断基準（温泉中の成分濃度）」のとおりとする。

## (3) 飲用可否の判断基準（その他の事項）について

「温泉の飲用利用に当たってのチェックリスト」（様式 1）の内容に不備がないこと、温泉療法に見識のある医師から飲用に当たって特段の意見がないこと及び源泉に影響を与える土壌汚染又は地下水汚染がないことを確認の上で許可を行う。

## 2 飲用許容量

温泉を飲用に供する場合は、1 回の飲用量を 100 ミリリットルから 150 ミリリットルまでとし、1 日の飲用量は 200 ミリリットルから 500 ミリリットルまで又は次に掲げる飲用許容量の最も少ない容量を超えないこと。温泉を希釈して飲用に供する場合は、希釈後の容量で飲用量及び飲用許容量を設定すること。

なお、服薬中の者又は病気治療中の者等は、主治医等の指示に従うこと。

(1) 16歳以上の者

①ヒ素

摂取許容量 0.1mg

飲用許容量  $(0.1/A \times 1000)$  mL

②銅

摂取許容量 2.0mg

飲用許容量  $(2.0/A \times 1000)$  mL

③フッ素

摂取許容量 1.6mg

飲用許容量  $(1.6/A \times 1000)$  mL

④鉛

摂取許容量 0.2mg

飲用許容量  $(0.2/A \times 1000)$  mL

⑤水銀

摂取許容量 0.002mg

飲用許容量  $(0.002/A \times 1000)$  mL

⑥遊離炭酸

摂取許容量 1000mg

飲用許容量  $(1000/A \times 1000)$  mL

⑦ナトリウム

摂取許容量 1200mg

飲用許容量  $(1200/A \times 1000)$  mL

⑧カリウム

摂取許容量 900mg

飲用許容量  $(900/A \times 1000)$  mL

⑨マグネシウム

摂取許容量 300mg

飲用許容量  $(300/A \times 1000)$  mL

⑩ヨウ素

摂取許容量 0.1mg

飲用許容量  $(0.1/A \times 1000)$  mL

⑪ホウ素

摂取許容量 4.9mg

飲用許容量  $(4.9/A \times 1000)$  mL

⑫アルミニウム

摂取許容量 14.5mg

飲用許容量  $(14.5/A \times 1000)$  mL

⑬鉄

摂取許容量 33.7mg

飲用許容量  $(33.7/A \times 1000)$  mL

⑭マンガン

摂取許容量 9.2mg

飲用許容量  $(9.2/A \times 1000)$  mL

⑮カルシウム

摂取許容量 2000mg

飲用許容量  $(2000/A \times 1000)$  mL

※Aは、当該温泉 1 キログラム中に含まれる成分の重量（ミリグラム）の数値

(2) 15歳以下の者

原則として飲用を行わないこと。ただし、例外的に飲用する場合は、温泉療法に見識のある医師の指導を受けること。

3 水質検査

日常又は定期の水質検査で異常が発生した場合、直ちに飲用を中止し、管轄の保健所及び業務衛生課に報告するとともに、異常の原因を究明及び解消すること。

(1) 日常

毎日、営業前後で臭気、味、色及び濁りを検査し、飲用に適するかどうかを判断すること。結果については様式1により記録し、記録を3年間保管すること。

(2) 定期

1年に1回以上、温泉及び希釈水について別紙2の成分について分析を行い、基準値に適合していることを確認すること。水質検査結果により飲用許容量の変更又は飲用に供することができなくなった場合は、直ちに対応すること。

なお、水質検査結果は3年間保管すること。

4 施設の管理

(1) 源泉

①飲用に供する温泉源は、湧出する温泉に表流水や浅層地下水及び下水溝の水等が温泉中に侵入しないよう遮断されていること。

②源泉の周辺は特に衛生的に管理すること。

③ガス抜き孔等の開口部が汚染されないこと。

④温泉が滞留せずに汲み上げられること。

(2) 引（送）湯管

①配管には圧力計を設置し、常に一定圧力以上に保ち、地中埋設部分で浅層地下水、表流水及び下水溝等の水等が継手部分から混入しないこと。また、地中埋設部分は、温泉の汚染の恐れのある場所を通過しないこと。

- ②配管内に温泉が満たされ、滞留することなく、安定して温泉が飲用場所に供給されることを確認すること。温泉の湧出量が十分でなく、安定した温泉の供給ができない場合は、飲用を中止すること。
- ③配管は、温泉成分等により変質又は腐食等を起こさない材質を用いること。
- ④配管は、飲用に専用のものであること。
- ⑤配管は、原則として地上配管とし、異常が目視により確認できること。
- ⑥配管は、温泉が滞留しない構造であること。

### (3) 飲用場所

- ①飲用に用いるコップ等は、使い捨てのものを用いること。
- ②飲用前のコップと飲用後のコップと混同しないようにすること。
- ③飲用場所に飲用許容量その他必要な飲用上の注意を掲示すること。特に複数の成分により1日の最大飲用量が500ミリリットル未満となる場合、最少量の飲用許容量を掲示すること。
- ④飲用及び希釈水の蛇口は浴室以外の屋内の衛生上支障のない場所に設置すること。
- ⑤飲用の蛇口は常に開放し、温泉を滞留させないこと。滞留させた場合は、水質検査を実施し、安全性を確認したことを保健所及び薬務衛生課に報告後、飲用を再開すること。
- ⑥飲用の蛇口から排出された温泉は、飲用又は浴用に再利用しないこと。
- ⑦pH（水素濃度イオン指数をいう。以下同じ。）が4以下又は9以上の温泉を飲用に供する場合は、希釈しpHが4から9までの範囲とすること。なお、希釈に用いる水は、水道水又は飲用に適した水であること。
- ⑧飲用する温泉を持ち帰らせないこと。
- ⑨飲用場所に緊急の連絡先を掲示し、緊急の連絡に対しては、24時間対応すること。

## 5 飲用管理計画書

温泉を飲用に供するための設備の維持管理等については、飲用管理計画を定めること。飲用管理計画に基づいた管理実績は書面にとりまとめ、3年間保管すること。

## 6 その他

毎年4月30日までに前年度分の水質検査結果、日次点検表（様式2）及び月次点検表（様式3）等の管理実績を提出すること。

## 附 則

この要領は、令和5年4月5日から施行する。

別紙1 温泉の成分が有害であるかどうかを審査するために知事が必要があると認める書類

- ①一般細菌、大腸菌群、有機物量の分析結果（分析終了後、3月以内）
- ②要領別紙に定める成分の分析結果（分析終了後、3月以内）
- ③飲用管理計画書
- ④源泉の周囲1キロメートル以内の地図

飲用管理計画書の記載項目例について

- ①源泉、送（引）湯管路、飲用場所全般
  - 配管の構造及び材質
  - 構造設備の概要
  - 源泉から蛇口までの配管系統図
- ②飲用の方法
  - 飲用の方法（希釈の有無及び方法、希釈水の種別、飲用コップの管理）
  - 飲用許容量
- ③源泉
  - 源泉の維持管理方法
  - 脱気管等の開口部の衛生管理
  - 湧出路への表流水、浅層地下水、下水の水等の流入防止の措置
- ④送（引）湯管路
  - 送（引）湯管路の維持管理方法
  - 配管内圧力及び蛇口での流速等の管理内容
- ⑤飲用場所
  - 飲用に供する設備の維持管理
  - 飲用場所での掲示内容
- ⑥水質検査
  - 日常の水質検査（味、臭気、色度、濁度）
  - 定期的な水質検査
- ⑦健康被害の防止策、被害発生時の連絡体制
- ⑧維持管理の記録、報告の内容及び様式

## 別紙2 飲用可否の判断基準（温泉中の成分濃度）

成分	濃度 (mg/L)	その他
アンチモン	0.005	
カドミウム及びその化合物	0.003	
銅	1	
亜鉛及びその化合物	1	
シアン化物イオン、塩化シアン	0.01	
水銀	0.0005	
セレン及びその化合物	0.01	
鉛	0.05	
バリウム	1	
ヒ素	0.01	
6価クロム化合物	0.05	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	
一般細菌		100個/mL
大腸菌群		検出されない
レジオネラ属菌		検出されない
TOC	5	
亜硝酸態窒素	0.04	
四塩化炭素	0.002	
1,4-ジオキサン	0.05	
cis-,trans-1,2-ジクロロエチレン	0.04	
ジクロロメタン	0.02	
テトラクロロエチレン	0.01	
トリクロロエチレン	0.01	
ベンゼン	0.01	
塩素酸	0.6	
クロロ酢酸	0.02	
臭素酸	0.01	
ホルムアルデヒド	0.08	
陰イオン界面活性剤	0.2	
ジェオスミン	0.00001	
2-メチルイソボルネオール	0.00001	
非イオン界面活性剤	0.02	
フェノール類	0.005	
pH		4~9
味		異常でない
臭気		異常でない
色度		無色
濁度		透明
1,2-ジクロロエタン	0.004	
トルエン	0.4	
アルキル水銀		検出されない
PCB		検出されない
クロロエチレン	0.002	
1,1-ジクロロエチレン	0.1	
1,1,1-トリクロロエタン	1	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	
1,3-ジクロロプロペン	0.002	
チウラム	0.006	
シマジン	0.003	
チオベンカルブ	0.02	



項目	事項	確認結果
源泉	汚水等により汚染されない構造となっているか	適合・不適合
	ガス抜き孔等の開口部に防虫網が設けられている等、開口部から昆虫、塵埃等により汚染されない構造となっているか	適合・不適合
	源泉及びその周辺は清潔であるか	適合・不適合
	源泉周辺に温泉の汚染源（土壌汚染又は水質汚濁等）がないか	適合・不適合
	源泉にはみだりに立ち入れないか	適合・不適合
引（送）湯管	内圧を一定圧以上に保ち、周辺から汚染されないか	適合・不適合
	配管の材質は適切か	適合・不適合
	配管には温泉の滞留が生じないか	適合・不適合
	地中部は温泉の汚染の恐れのある場所を通過しないか	適合・不適合
	配管の亀裂がないか	適合・不適合
飲用場所	供給される温泉は、源泉から中継槽等を経ずに直接供給され、循環ろ過又は消毒等の人為的な措置が行われていないか	適合・不適合
	温泉に含まれる成分は基準に適合しているか	適合・不適合
	温泉の飲用許容量は適切か	適合・不適合
	浴室以外の衛生的な屋内に設置されているか	適合・不適合
	温泉中に可燃性天然ガス、硫化水素及び二酸化炭素が含まれる場合、十分に換気が行われているか	適合・不適合
	蛇口は汚染の恐れがない場所に設置されているか	適合・不適合
	蛇口から常時安定して温泉が流出しているか	適合・不適合
	飲用コップの管理は適切か	適合・不適合
飲用管理計画書	必要事項が記載されているか	適合・不適合
	管理実績を記載する様式が整備されているか	適合・不適合

温泉飲用点検表                          年度分  
施設の名称

---

月日	時間	臭い	味	色	濁り	管内圧	流速	飲用適否	点検者	備考

○：異常なし、×：異常ありを記入し、異常ありの場合は備考に異常の内容及び措置内容を記入してください。

温泉飲用設備点検票

年度分

施設の名称

\_\_\_\_\_

月	点検日	源泉				送（引）湯管路				飲泉を行う場所		備考
		衛生管理	開口部	漏水等	点検清掃	漏水等	管内圧	腐食	点検清掃	滞留	点検清掃	
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												

○：異常なし（実施）、×異常あり（未実施）を記入し、異常ありの場合は、異常の内容及び措置内容を備考に記入してください。

# 高知県環境基本計画第五次計画 進捗管理シート 総括表

【 令和4年度及び令和5年度の進捗状況 】

## 目 次

戦略1	地球温暖化への対策	.....	1
戦略2	循環型社会への取組	.....	5
戦略3	自然環境を守る取組	.....	9
戦略4	地域資源を活かした産業振興	.....	13
戦略5	環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり	.....	15
進捗状況の概括（重点施策を含む戦略に係る進捗状況のとりまとめ）			.....
			17
高知県環境基本計画第五次計画の普及啓発			.....
			21

【計画期間：令和3年度 ▶▶▶▶▶ 令和7年度】

戦略1 地球温暖化への対策

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標						第五次計画の目標に対する進捗理由(R4)	事業概要	R4			R5(R5. 6月末時点)		担当課	
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4	◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手			インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)	アウトプット(結果)		
1	当初	【1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大】 1 県民会議による取組 2 地球温暖化対策に関する効果的な情報発信	県内の温室効果ガスの排出量 ※基準年(平成25(2013)年度)	年間	24.1%削減(H29)	47%以上削減(R12)	未集計	未集計	-	県民運動による温暖化防止対策を推進するために、平成20年9月に設立した「県民会議」の県民部会、事業者部会、行政部会において、地球温暖化問題に対する県民の意識の向上と地球温暖化防止活動に取り組む県民の増加につなげるための活動を行う。	・エネルギーセミナー開催(1回) ・環境にやさしい買い物キャンペーン開催(1回) ・web版環境パスポートの運用開始(web版環境パスポート:個人や企業のCO2排出量や削減量の見える化、環境にやさしい取組の共有、環境関連イベントの告知などを通じて、行動変容を促すことにより、県民に楽しく地球温暖化対策に取り組んでもらうためのwebサービス)	・エネルギーセミナーへの参加者会場・オンライン計57名+アーカイブ視聴27回 ・環境にやさしい買い物キャンペーンへの参加者数2,949人 ・web版環境パスポートの登録者数775人	・買い物キャンペーンの実施により、レジ袋を使用しない、生鮮食品は産地が近いものを選ぶ、消費賞味期限が近いものを購入するといったことは、浸透してきている。 ・web版環境パスポートの運用により、環境にやさしい行動の促進につながった。	・量販店等と連携した啓発活動の実施 ・学生・学校との連携による啓発活動の実施 ・企業との連携によるマイボトルキャンペーンの実施(実施中)	・量販店等と連携した啓発活動の実施(6月末時点で2回) ・学生・学校との連携による啓発活動の実施(6月末時点で2回) ・web版環境パスポートの登録者数(858人[令和5年6月30日時点])	環境計画推進課	
			エコアクション21の認証・登録事業者数	累計	242社(R元)	270社(R7)	220社	211社	△								
			地球温暖化対策を何もしていない人の割合 ※県民世論調査における回答率	-	9.1%(R元)	5%未満(R7)	7.1%	7.8%									
2	当初	【1-2 再生可能エネルギー導入への支援】 1 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 2 地域社会に根ざした電源の導入促進と活用 3 分散型電力ネットワークの構築に向けた環境整備と地域新電力の設立支援 4 自家消費型発電設備の導入促進と電力需給調整力の確保 5 その他のエネルギーの普及促進	住宅用太陽光発電の普及率	累計	8.7%(R元)	11.1%(R7)	9.5%	9.9%	◎	・太陽光発電設備導入に関する補助金を交付し、再生可能エネルギーの導入を促進する。 ・地域における再生可能エネルギーの地産地消の推進	太陽光発電設備導入に関する補助金による導入支援(自己所有用、PPAモデル用、住宅用) 高知県再生可能エネルギー導入等アドバイザー派遣事業	太陽光補助金(自己所有分)にて8件実施。 太陽光補助金(PPA分)にて1件事業実施。	補助金を活用した事業者施設数の推定年間CO2削減量741.48t	4月:住宅用太陽光補助金7市町交付決定(室戸市・須崎市・東洋町・奈半利町・安田町・いの町・四万十町) 6月:住宅用太陽光補助金1町交付決定(土佐町)	令和5年6月時点で、住宅用太陽光の補助金を設置している市町村が18(9市8町1村)に拡大。 ※うち、県の補助金を活用しているのは、8市町	環境計画推進課	
			住宅用蓄電池・V2Hの導入件数	累計	-	500件(R7)	-	-									
			民間事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の導入件数	累計	-	25件(R7)	4件	13件	◎								
			小水力発電や木質バイオマス発電の事業計画数	累計	-	3件(R7)	-	-									
			地域新電力会社の設立件数(小売電気事業者の設立件数)	累計	-	3件(R7)	1件	1件	◎								
「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内企業数	累計	-	20社(R7)	1社	1社												
3	当初	【1-3 気候変動の影響への適応】 1 地球温暖化の影響への適応	気候変動の影響への「適応策」の推進	-	-	計画の推進	-	-	○	高知県気候変動適応センター(高知県衛生環境研究所)と連携し、県民・事業者・市町村に対し、本県における気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理及び提供を行う。	・高知県地球温暖化対策実行計画に基づく、県庁各部署における適応策の実施(17項目で適応策を実施) ・小学高学年向け啓発冊子「目で見る!高知の気候変動と適応図鑑」の増刷(1,200部)、小学校への活用依頼及びHPでの紹介 ・「図鑑」のパネル化(11枚) ・小学校へのアンケート調査(R4年3月実施)結果の分析	・高温耐性品種の普及拡大(令和4年度作付面積:よさ恋美人114.5ha) ・活用を希望する小学校に「図鑑」を配付(23校・700部) →アンケートに回答した小学校の92%が「分かりやすい」と高評価。また、国立環境研究所に評価され、「図鑑」及び作成過程が同研究所Webに掲載された。 ・「図鑑」パネルの展示(5回)及び冊子の配布(3回・120部)	・各分野で現れる気候変動の影響における被害の軽減 ・「図鑑」は23校(県内小学校の12%)が授業に活用し、児童への啓発が進んだ。また、次年度活用するとの声もあり、学校の取組姿勢に影響が見られた。 ・小学校へのアンケート調査結果を反映した取組(HPでの情報発信の拡大、次年度事業への展開)を実施した。 ・小学校における気候変動等の学習に関する現状・ニーズが把握できた。	幼児向け啓発冊子の作成に着手。気候変動に関するパネル展を開催(1回)	県庁来庁者や職員に対して啓発を実施。その際に図鑑15部配布。	環境計画推進課	
4	当初	【1-4 公共交通機関の利用促進によるCO2削減】 1 公共交通機関の利用促進	県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9%(R元)	39%(R12)	32%	17%	○	【こうち520運動の実施】 県庁職員(本庁・西庁・北庁)が月に2回(5日と20日)公共交通で通勤する520運動への参加を呼びかけ、公共交通の利用促進を通じてCO2の削減につなげる。	【こうち520運動の実施】 ・庁内放送と庁内掲示板による520運動の周知:計24回(月2回) ・実績報告の簡素化(毎月・各課ごとの集計から、3か月に1回・個人ごとの集計に変更)	【こうち520運動の実施】 参加率※17% ※マイカー・バイク通勤者(公共交通での通勤が可能なうち、公共交通に乗り換えて通勤した職員の参加率	【こうち520運動】 上記結果により、8,486kgのCO2削減に寄与	【こうち520運動の実施】 ・庁内放送と庁内掲示板による520運動の周知:計7回※7月10日時点(月2回)	交通運輸政策課		
5	当初		県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9%(R元)	39%(R12)	32%	17%	○	令和4年度から実績報告の集計方法を変更し、実態に近い実績を報告できている。	【公共交通利用の広報・啓発】 Webサイト・テレビCM・新聞広告等で公共交通の必要性を訴えるとともに、公共交通応援キャンペーン(6~8月に公共交通をテーマにした写真・川柳・子ども絵画作品を募集)を実施して、県民の公共交通を利用する機運を醸成する。 県内の小学生に、土日祝に現金でも割引運賃となるバス・でんしゃ割引バスポート※や、公共交通の乗り方パンフレット(小学4年生のみ)、夏休み・冬休み・春休みに路線バスで使用できるバスキッズ定期券の案内チラシを配布して、公共交通への関心を深めてもらう。 ※ICカード「ですか」であれば、自動的に土日祝は割引料金で利用できる。	【公共交通利用の広報・啓発】 テレビCM・新聞広告・インスタなどで啓発活動を実施し、公共交通をテーマにした写真・川柳・子ども絵画作品を募集 ・県内の全小学生にバス・電車割引バスポート、バスキッズ定期券の広報チラシの配布 ・県内の全小学4年生にバス・電車の乗り方パンフレットの配布(バス事業者への配布枚数含む) バス・電車割引バスポート:37,450枚、バスキッズ定期券チラシ:38,250枚、バス・電車乗り方パンフレット:6,450部	【公共交通利用の広報・啓発】 写真379点、川柳1,569点、子ども絵画61点の計2,009点 バスキッズ定期券※販売数:56枚 ※夏休み等の休暇期間中に利用できる小学生向けのバス乗り放題券	【公共交通利用の広報・啓発】 上記結果により、8,486kgのCO2削減に寄与	【公共交通利用の広報・啓発】 県民アンケートに回答した319人のうち270人が、「本キャンペーンを通じて公共交通の利用頻度が増えたまたは今後増やす予定」と回答(週1~3回増が26人、月1~3回増が72人)		

戦略1 地球温暖化への対策

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標						事業概要	R4			R5 (R5. 6月末時点)		担当課		
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3 (初年度)	R4	第五次計画の目標に対する進捗度・理由 (R4) ◎: 順調に進んでいる ○: 概ね進んでいる △: あまり進んでいない -: 未着手		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)	アウトプット(結果)			
6	当初	【1-5 都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク形成】 1 都市のコンパクト化	「都市計画区域マスタープラン」の推進	-	-	計画の推進	-	-	○	概ね20年後の都市の姿を展望したまちづくりを進めていくため、平成30(2018)年に改訂した「都市計画区域マスタープラン」に基づき、引き続き、都市のコンパクト化を目指し、市町と連携してまちづくりを進める。 ・都市計画基礎調査を計画的に実施し、市町の都市計画の適切な決定(変更)を支援している。	・都市計画区域を有する20市町を対象とした都市計画基礎調査を実施 ・市町が定める都市計画の適切な決定(変更)を支援	・都市計画区域における土地利用等の現状を把握 ・市町が定める都市計画の適切な運用	・都市計画基礎調査の実施 ・市町が定める都市計画の適切な決定(変更)	・都市計画区域を有する20市町を対象とした都市計画基礎調査を実施 ・市町が定める都市計画の適切な決定(変更)を支援	・都市計画区域における土地利用等の現状を把握 ・市町が定める都市計画の適切な運用	都市計画課	
7	当初	2 地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)に基づく取組の推進	「地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)」の着実な実行	-	-	計画の着実な実行	-	-	○	【県版地域公共交通計画に基づく取り組み】 持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けて、令和4年度に策定した地域公共交通計画(高知県全域が対象)に基づく取り組みを実施する。 【高知県東部広域地域公共交通網形成計画・嶺北地域公共交通網形成計画に基づく取り組み】 持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けて、平成30年度に策定した広域的な地域公共交通網形成計画に基づく取り組みを実施する。	・県計画: 協議会の開催 5回、市町村及び交通事業者へのアンケート調査 1回 ・嶺北計画: 協議会の開催 2回 ・東部計画: 協議会の開催 1回	・県計画: R5.3に計画策定 ・嶺北計画: 公共交通マップ配布 6,000部、公共交通利用モニター5名参加、モニターによるSNSでの情報発信110回 ・東部計画: 公共交通マップの改正	・県計画: 計画として明文化したこと、市町村及び交通事業者との課題やそれに対する施策への認識の共有が深化した ・嶺北計画: バスの定期券購入者が増加するなど、地域住民の利便性が高まったことがうかがえる ・東部計画: マップの改正により、利用者にとって利便性が高まっている	・県計画: 協議会の開催に向けて、令和5年度に実施する具体的な取り組みを検討 ・嶺北計画: 協議会の開催に向けて、令和5年度に実施する具体的な取り組みを検討 ・東部計画: 協議会の開催に向けて、令和5年度に実施する具体的な取り組みを検討		交通運輸政策課	
8	当初	【1-6 省エネビル・住宅やZEB・ZEHの推進】 1 省エネ住宅の推進	こうちエコハウスへの来館者数	年間	949人 (R元)	1,000人 (毎年)	657	345	△	R4当初に駐車場が確保できなかったこと、コロナウィルス感染症による来館者の減	①普及啓発用リーフレットの作成 ②ZEHの判断基準等に関する技術講習会の初級編を開催(事業者向けに9/16・11/7の2回開催)	①市町村等へ配布 1,820枚、ホームページへの掲載 ②講習会への参加 43事業者	①②具体的な成果を示すことが困難	①普及啓発用リーフレットの活用(配布)		住宅課	
9	当初									環境共生型住宅モデルハウス「こうちエコハウス」の普及	・「こうちエコハウス」の管理委託、木材利用総合窓口業務を実施(週5日会館) ・テレビ番組「おはようこうち」内で木造住宅や非住宅建築物等の広報を月2回実施	木材利用総合窓口の利用259件	・CLT建築物 R4実績47棟(R3末43棟) ※過年度実績の見直しによる増を含む ・非住宅建築物の木造化率 R4実績11.8%(R3実績13.8%) ・戸建て住宅の木造化率が全国平均を上回っている R4実績: 高知県93.0%(全国平均90.9%)	・「こうちエコハウス」の管理委託、木材利用総合窓口総合窓口業務を実施(週5日会館) ・テレビ番組「おはようこうち」内で木造住宅や非住宅建築物等の広報を月2回実施	木材利用総合窓口の利用件数48件(6月末)	木材産業振興課	
10	当初	2 ZEB・ZEHの推進	戸建て新築件数に対するZEH補助金の交付決定シェア	-	2.1% (R元)	4% (R7)	2.7%	1.6%	△	補助金交付決定数は目標に届かないが、実績数では18%を超えている。	高効率機器への更新やZEH化などの建築物や設備の省エネ化の促進につながる普及啓発や支援を行う。	計16社が省エネ診断を実施。 ・省エネアドバイザー: 5件(実施者: 高知商工会議所・四国保安協会) ・省エネお助け隊: 7件(実施者: 宮地電機) ・省エネ最適化診断: 4件(実施者: 一般財団法人省エネルギーセンター)	令和3年度の17社から令和4年度は16社と横ばいで、増加に至っていない(やや減少)。	令和3年度の17社から令和4年度は16社と横ばいで、受診増加に至っていない。	省エネ診断等の実施		環境計画推進課
11	当初	【1-7 森林吸収源対策による温暖化防止】 1 持続可能な森林づくり	県内民有林の間伐面積	年間	4,693ha (R元)	5,200ha (毎年)	4,493ha	3,565ha	△	県内の民有林(人工林)が成熟し、切捨間伐から搬出間伐に移行してきている。	林業事業者等による「森の工場」づくりをはじめ、森林環境譲与税などを活用した間伐などへの支援を行い、森林整備を積極的に推進する。また、低コスト育林や一貫生産システムの推進、地域ぐるみでの再造林推進、苗木生産施設への支援などを実施する。	・造林事業や公益林保全整備事業を活用し、荒廃森林の整備を行った。 ・森林整備のPRを県HPや林業機関紙(2誌)へ掲載するとともに、市町村広報誌への掲載依頼を行った。 ・「増産・再造林推進協議会」を開催し地域ぐるみで再造林を推進した。 ・コンテナ育苗技術指導を行い生産体制づくりを支援した。	間伐面積3,565ha、再造林面積342ha、HP公報掲載市町村21市町村	CO2吸収源として必要となる適正な森林の整備・管理が行われている。	造林事業を活用し、荒廃森林の整備を行った。	間伐面積252.12ha(造林事業)、再造林面積60.24ha(造林事業)	木材増産推進課
12	当初	2 高知県協働の森CO2吸収認証制度の推進	県内民有林の再造林面積	年間	250ha (R元)	630ha (R5)	299ha	342ha	△	森林所有者の経済的負担感から、再造林への意欲が低い。	協働の森づくり事業で整備した森林のCO2吸収量を数値化し認証することを通じて、活動の成果を可視化して企業活動のPR等に使えるようにすることで、協定企業のモチベーション上昇を図るとともに、事業の認知度を高め、協働の森づくり事業による森林整備及び森林吸収源対策を推進する。	・新規・更新企業への営業訪問等(新規2件、更新15件) ・高知県CO2吸収専門委員会の開催(1回)	CO2吸収証書の発行(37件)	・森林整備面積(291.67ha)〈R3整備実績〉 ・CO2吸収量(12,269t-CO2)〈R3実績〉	高知県CO2吸収認証制度運営委託契約(4/1)		林業環境政策課
13	当初	3 オフセット・クレジット制度の活用								国のJ-クレジット制度を利用して、森林の適正な管理によるCO2の吸収量や、木質バイオマスを化石燃料に代替えたことによる削減量をクレジット化し、カーボン・オフセットを行う企業などに販売する。	・プロバイダー販売委託契約 5社 ・エコプロ2022への出展	・新規のクレジット購入事業者数15件 ・エコプロ来場者数(61,541人)	販売件数65件、売却量578t-CO2	・オフセット・クレジット市場拡大を目的として5社と販売委託契約 ・エコプロ2023申込	・委託販売量11t-CO2(7月13日時点) ・販売件数16件、売却量113t-CO2	自然共生課	

戦略2 循環型社会への取組

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標						事業概要	R4			R5(R5. 6月末時点)		担当課		
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4	第五次計画の目標に対する進捗度・理由(R4)		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)	アウトプット(結果)			
																◎: 順調に進んでいる ○: 概ね進んでいる △: あまり進んでいない -: 未着手	
14	当初	【2-1 3Rの推進】 1 リデュースに関する普及啓発 2 リユース、リサイクルに関する普及啓発	一般廃棄物の排出量	年間	252千t (R元)	231千t (R7)	242千t	集計中	○	9月以降に調査実施予定	3Rに関する普及啓発 ・ゴミの発生抑制、分別収集、再生利用の推進	・市町村に対する国の施策の情報提供 ・市町村への取組の啓発(排出抑制、分別、リサイクル) ・公共工事等から発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル製品の使用が図られつつある。	・住民や事業者から発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル製品の使用が図られつつある。	・県民一人当たりの1日分の家庭ゴミ排出量(一般廃棄物) H26: 591g、H27: 583g、H28: 578g、H29: 582g、H30: 599g、R1: 600g、R2: 602g、R3: 599g ・産業廃棄物の再生利用量の割合(5年間に一度実施する調査結果) H20: 64.6%、H26: 65.2%、R1: 72.0%	・市町村に対する国の施策の情報提供、市町村への取組の啓発(排出抑制、分別、リサイクル) ・産業廃棄物の循環的利用の促進(公共工事等による循環的利用が進むよう、機会を捉えてリサイクル製品の情報提供を実施)	環境対策課	
		一般廃棄物のリサイクル率	年間	20.2% (R元)	25% (R7)	20.3%	集計中	△	9月以降に調査実施予定								
15	当初	3 食品ロス削減に向けた取組の推進	県民一人当たりの1日分の家庭ごみの排出量(一般廃棄物)	年間	600g (R元)	537g (R7)	599g	集計中	△	9月以降に調査実施予定	令和3年度に策定した「高知県食品ロス削減推進計画」に基づき、県内の食品ロスの削減に向け、県民や事業者等への啓発を行うとともに、未利用食品の有効活用を図る手段の確立を支援していく。	・新聞やラジオ等による啓発(8回) ・家庭系食品ロスの組成調査・フードドライブの手引作成・配布(7,000部) ・食品ロス削減ガイドブック作成・配布(12,000部) ・「四国はひとつ 消費者行政・消費者教育推進セミナー in 高知 ～SDGsの実現に向けて～」を開催(R5.1.16 県民文化ホール・グリーン(オンライン併用))	・新聞やラジオ等による啓発(9回) ＜内訳: 新聞広告5回、生活情報誌1回、ラジオ2回、県広報紙1回＞ ・家庭系食品ロスの組成調査(高知市・四万十町) ・県職員を対象に食品ロスに関するアンケートを実施 ・フードドライブの手引作成・配布(7,000部) ・食品ロス削減ガイドブック作成・配布(12,000部) ・「四国はひとつ 消費者行政・消費者教育推進セミナー in 高知 ～SDGsの実現に向けて～」を開催(R5.1.16 県民文化ホール・グリーン(オンライン併用))	今年度実施した県民世論調査では、「食品ロス問題を認知し、削減に取り組んでいる割合」は、昨年度と比べて1.8ポイント増加しており、県内における食品ロス認知度は着実に高くなっていると考えられる。 【参考: (県民世論調査結果) 令和4年度90.5% 令和3年度88.7%】		県民生活課	
16	当初	【2-2 プラスチックごみ対策】 1 プラスチック資源の効果的な分別回収									プラスチック資源循環促進法に基づく市町村の分別回収体制に係る情報収集等	・プラ新法に係る情報を市町村に周知(随時) ・プラ新法の概要・県内市町村の取組状況の周知	県内市町村のプラ新法への理解が深まった。	小規模自治体でも、県内市町村の取組状況を参考に、今後のプラ新法への対応に向けた協議を始めた。	・これまでも実施してきたプラ新法に係る市町村への情報提供を継続しつつ、市町村のニーズや実態把握のためのアンケート調査を実施する。 ・アンケート調査結果をふまえ、県として実施できる支援の検討と実施	環境対策課	
		2 自発的な清掃活動への支援と河川ごみマップの作成・更新	リバーボランティアによる清掃活動の実施	-	-	継続的な実施	-	-			河川ごみマップでごみの状況を可視化することによって、ごみの削減に向けた関心を高めるとともに、清掃活動への参加やごみを捨てない環境にやさしいライフスタイルの実現につなげる。	四万十川一斉清掃(4/10、4/17)、仁淀川一斉清掃(10/22)	四万十川一斉清掃: 3,074人、仁淀川一斉清掃参加者数: 385人	河川ごみマップの作成	R4年度ごみマップについて仁淀川清流保全推進協議会全体会で協議、ホームページに掲載	仁淀川流域で回収されたごみの種類や量を地図化し、県民へ情報発信した	自然共生課
18	当初	3 海岸漂着ごみのモニタリング調査									リバーボランティアによる清掃活動を支援するため消耗品の配布や保険の加入を行う。	消耗品費(予算): 1,391千円 保険料(実績): 250,930円	消耗品の配布、傷害・賠償責任保険の加入(令和4年5月1日～令和5年4月30日) 参加者 89団体、16,176人	美化意識の向上。	消耗品費(予算): 1,722千円 保険料(実績): 231,480円		河川課
19	当初	3 海岸漂着ごみのモニタリング調査									高知県の海岸において、継続的に漂着ごみの組成や存在量を調査し、それらの経年変化を把握するため、モニタリング調査を実施する。	海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、漂着ごみ組成調査を実施(高知港海岸)	高知港海岸における漂着ごみの組成や存在量の調査を実施(R5.2.3)	調査により漂着ごみの実態を把握し、今後の漂着ごみ発生抑制対策を効果的に実施する。	海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、漂着ごみ組成調査を実施予定(高知港海岸)	調査結果を環境省への報告と併せて当該のホームページにて公表	港湾・海岸課
20	当初	【2-3 廃棄物の有効活用】 1 各種リサイクル法の推進									各種リサイクル法(家電、小型家電、容器包装)の推進	・市町村における容器包装リサイクルの取組状況の把握 実施中 34(R4.4.1時点) ・市町村における小型家電リサイクルの取組状況の把握 実施中 25、実施していない 9(R4.4.1時点) ※認定事業者以外の事業者へ金属ゴミとして引渡しをしている市町村は「実施していない」へ計上	・容器包装リサイクルについては全市町村が継続し、小型家電リサイクルについては取組を実施している市町村は増加している。(小型家電リサイクル取り組み市町村数推移: 平成30年度 17、令和元年度 20、令和2年度 22、令和3年度 22、令和4年度 25)		取組を推進するため先行事例等の情報を収集し、県内市町村間で共有する。	環境対策課	
		2 家畜排せつ物の活用	下水汚泥処理で発生するガスの有効利用率 ※点検による発電停止期間を除く	年間	-	100% (毎年)	87.4%	99.7%	◎	ガスの発生、供給ともにトラブルなく実施できたため。	・堆肥保管処理施設等の整備に関する補助事業の周知 ・畜産・酪農収益力強化整備等事業(施設整備・機械設備)要望調査開始の円滑な対応 ・職員の研修会等への参加 2回	・令和3年度補正 畜産・酪農収益力強化整備等事業(機械導入)を活用し、堆肥調整散布関係機械装置の導入を支援 ・職員の知識・技術指導力の向上	・機械導入により、作業効率の向上及び堆肥の高品質化が可能となった。 ・畜産農家の新たなニーズにも対応できるようになった。	・堆肥保管処理施設等の整備に関する補助事業の周知 ・畜産・酪農収益力強化整備等事業(施設整備・機械設備)要望調査開始の円滑な対応	令和4年度補正 畜産・酪農収益力強化整備等事業(機械導入)を活用し、堆肥調整散布関係機械装置の導入を支援	畜産振興課	
		3 木質バイオマスの利用により発生する燃焼灰の有効活用									燃焼灰を有効に活用するため、「木質バイオマス燃焼灰の自らの手引き」を普及し、事業者の適正な運用を進める。	「木質バイオマス燃焼灰の自らの手引き」の周知を図るためホームページに掲載(通年)	-	施設園芸での木質バイオマスボイラー利用者の一部は自ら燃焼灰を利用している。発電後の燃焼灰については、再生砂や吸着資材、埋め戻し等で活用する場合は、産業廃棄物ではなく、有価物として基準等をクリアする必要がある。	「地域内エコシステム」技術開発・実証事業検討委員会において燃焼灰の有効利用に関する実証試験計画について検討	燃焼灰の有効利用に関する実証試験が8月から開始予定	木材産業振興課
		4 下水汚泥処理で発生するガスの有効活用									高須浄化センターでは下水汚泥を減量化する消化施設を整備。消化過程で発生するメタン発酵ガスをバイオマス発電事業を行う民間事業者へを供給することにより有効活用を努めます。	民間発電事業者への消化ガス供給(発生: 1,887,997Nm <sup>3</sup> ・供給: 1,882,357Nm <sup>3</sup> )	バイオマス由来の消化ガス発電によるCO <sub>2</sub> 削減 民間発電事業者による消化ガス発電量(3,612kWh)		発電事業者との運営協議会を開催し、発電事業者と年間計画、緊急体制、リスク管理等について協議した。	施設故障等のトラブルなく、消化ガスの供給、消化ガス発電を実施。	公園下水道課

戦略2 循環型社会への取組

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標						事業概要	R4			R5(R5. 6月末時点)		担当課	
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4	第五次計画の目標に対する進捗度・理由(R4)		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)	アウトプット(結果)		
								◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手								
24	当初	【2-4 廃棄物の適性処理と災害廃棄物の処理対策】 1 廃棄物の適正処理	適正処理講習会の開催回数	年間	3回(R元)	3回(毎年)	3回	3回	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉保健所毎の廃棄物等連絡協議会の活性化と地域団体とのネットワーク化による不法投棄対策や情報交換を図る。</li> <li>排出事業者及び処理業者を対象に、廃棄物適正処理を理解してもらうため講習会を開催する。</li> <li>処理許可業者等への立入検査・調査を行い適正処理指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種会議等を順次開催</li> <li>新たに74施設のPCB塗膜調査を実施(これまでの累計232施設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たにPCB含有塗膜調査を実施した74施設のうち、5施設でPCB含有塗膜の使用が判明。なお、土木部の精査により約190施設が調査対象外となった。</li> <li>廃棄物適正処理講習会参加者は、安芸市34人、須崎市46人、四万十市65人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低濃度PCB処理期限(令和8年度末)に向けた取組が進んでいる。</li> <li>廃棄物適正処理講習会参加者の廃棄物に関する知識の向上に寄与</li> </ul>	各種会議(ブロック協議会・幹事会・実働訓練)等を順次開催	環境対策課	
		2 災害廃棄物の処理対策	災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催(訓練を含む)	年間	3回(R元)	3回(毎年)	3回	4回	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標を超えて4回開催済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種会議等を順次開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務説明会及び連携連絡会(参加者58人)、公費解体研修会(参加者71人)、講演会(参加者62人)、災害廃棄物処理広域ブロック協議会4回、同幹事会1回(参加6幹事市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の広域処理体制について、災害廃棄物処理広域ブロック協議会を軸として、各種課題への対応を具体的に議論できた。</li> </ul>	各種会議(ブロック協議会・幹事会・実働訓練)等を順次開催	環境対策課	
26	当初	【2-5 リサイクル産業の振興】 1 リサイクル製品の認定と環境配慮型事業所の認定	リサイクル製品の認定数	累計	99件(R元)	105件(R7)	99件	100件	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度新規申請が1件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」の普及とリサイクル事業者の育成</li> <li>地域における循環型社会の形成等、循環型社会の形成に貢献する事業者の認定と育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集チラシの配布 2,700部</li> <li>高知県リサイクル製品等認定制度紹介パネル展</li> </ul>	高知県リサイクル製品の認定申請1件	リサイクル認定製品の増加により、一般県民・事業者のリサイクル意識の向上が期待される。	パネル展等のこれまでの取り組みに加え、機会を捉えて認定製品・事業所のPRを行う。	環境対策課
		2 グリーン購入の普及	環境配慮型事業所の認定数	累計	18件(R元)	20件(R7)	19件	19件	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化防止県民会議行政部会において、市町村に対して、グリーン購入基本方針の策定や物品購入の際の適合商品選定について呼びかけを実施(予定:2月)</li> <li>市町村に対して、(間に合えば地球温暖化防止県民会議行政部会・間に合えばメール等)において、令和5年度の改訂ポイントの周知(予定:2月)</li> <li>令和5年度高知県グリーン購入実施計画の策定(予定:3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化防止県民会議行政部会において、市町村に対して、グリーン購入基本方針の策定や物品購入の際の適合商品選定について呼びかけを実施した。</li> <li>「令和5年度高知県グリーン購入実施計画」等の作成・周知を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化防止県民会議行政部会に参加した25市町村に呼びかけを行った。グリーン購入基本方針は、15市町村で策定済みであり、未策定の19市町村のうち、2市町村ではR6年度(東洋町、田野町)までに策定を予定しており、9市町村ではすでに環境に配慮した物品購入を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ環境負荷が小さい製品やサービスを購入することができた。</li> <li>行政部会に参加した25市町村に呼びかけを行った。グリーン購入基本方針は、15市町村で策定済みであり、未策定の19市町村のうち、2市町村ではR6年度(東洋町、田野町)までに策定を予定しており、9市町村ではすでに環境に配慮した物品購入を行っている。</li> </ul>	田野町にグリーン購入の状況や基本方針の策定計画についてヒアリングを行った。	環境計画推進課	



戦略3 自然環境を守る取組		各戦略の指標							R4			R5(R5. 6月末時点)		担当課		
整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4	第五次計画の目標に対する進捗度・理由(R4)	事業概要	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)		アウトプット(結果)	
								◎: 順調に進んでいる ○: 概ね進んでいる △: あまり進んでいない -: 未着手								
28	当初	【3-1 生物多様性こうち戦略の推進】 1 希少野生動物の保全 3 外来生物による被害防止 4 動植物の情報収集と標本の適正管理 5 海岸、海洋環境の保全	生物多様性の認知度	-	61.8% (H30)	80% (R5)			R5年度にアンケート調査予定	自然環境や生物多様性に対する県民の理解を深め、環境保全に関する意識の高い人材を育成するとともに、地域の暮らしとの調和を図りながら貴重な自然環境の保全を実践し、次世代に引き継ぐために、地域の自然環境について普及啓発を実施し、希少野生動物の保護、特定外来生物の駆除等保全活動を進める。	防鹿柵モニタリング調査を実施、生物分布調査(生物、植物)の実施(植物調査回数 513回) 野生生物分布調査事業:普及啓発事業(セミナー5回、野外実習5回、室内実習5回)、県民参加による生物相調査の実施(5回)	野生植物分布調査事業:調査及び普及啓発活動への参加者 のべ1,736人(4/1~1/31) (植物調査への参加者 のべ1,317人) 野生生物分布調査事業:普及啓発事業(セミナー、野外実習及び室内実習)への参加者 のべ198名、県民参加による生物相調査への参加者 56名 防護柵の設置1カ所	野生植物分布情報の充実、調査ボランティアの植物分類等についての知識向上 県民参加による生物調査や特定外来種の防除活動などの実施により一般の方に身近な自然への理解を深めることができた。 防護柵の設置による、希少植物の保護。	植物調査の実施 モニタリング調査の実施 防護柵の設置	県民参加による特定外来種の防除活動の実施(6/18葦西村琴ヶ浜ナルトサワグキ防除活動の参加者56名)	自然共生課
			防護柵の設置と維持による植生回復状況	年間	77% (R元)	80% (毎年)	90%	84.6%	◎	目標を超えて進んでいる。						
29	当初	2 野生鳥獣の保護・管理	食害拡大地域の現地調査か所数	年間	7か所 (R元)	5か所 (毎年)	8か所	9か所	◎	目標を超えて進んでいる。						
			ニホンジカの捕獲頭数	年間	19,414頭 (R元)	30,000頭 (~R3) 25,000頭 (R4~)	21,708頭	集計中	○	鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき野生鳥獣の保護管理を行う。	○シカ個体数調整事業 前年度の狩猟により捕獲したシカについて捕獲報償金(8,000円/頭)を交付 ○第二種特定鳥獣捕獲推進事業 高岡区域(四万十町大正)目標30頭に対し14頭、幡多区域(四万十市西土佐奥屋内)目標30頭に対し18頭、計32頭を捕獲。 ○森林環境保全対策シカ捕獲事業 5市町(安芸市、四万十市、香美市、大豊町、四万十町)と委託契約し、1974頭を捕獲 ○狩猟フェスタ開催 開催回数:1回(令和4年12月4日) 来場者数:1,063名(関係者除く) ○わな猟体験ツアー 開催回数:2回(香美市:令和4年12月17日・参加者数18名、宿毛市:令和5年1月14日・参加者数17名) ○くくりわな製作講習会 開催回数:9回、参加者数:85名(令和4年11月5日:田野町、11月26日:高知市、12月10日:四万十市、12月25日:安芸市、1月7日:香南市、1/28高知市、2/5黒潮町、2/19高知市、3/2香美市) ○マンツーマン技術指導 指導者6名が11名の研修生を指導、指導回数71回	○シカ個体数調整事業 全30市町村で5,514頭を捕獲 ○第二種特定鳥獣捕獲推進事業 要望のあった全19市町村を通して、当初予定していた3,000基を上回る3,304基分を狩猟者に配布(貸与)。 ○指定管理鳥獣捕獲等事業 高岡区域(四万十町大正)目標30頭に対し14頭、幡多区域(四万十市西土佐奥屋内)目標30頭に対し18頭、計32頭を捕獲。 ○森林環境保全対策シカ捕獲事業 5市町(安芸市、四万十市、香美市、大豊町、四万十町)と委託契約し、1974頭を捕獲 ○狩猟フェスタ開催 開催回数:1回(令和4年12月4日) 来場者数:1,063名(関係者除く) ○わな猟体験ツアー 開催回数:2回(香美市:令和4年12月17日・参加者数18名、宿毛市:令和5年1月14日・参加者数17名) ○くくりわな製作講習会 開催回数:9回、参加者数:85名(令和4年11月5日:田野町、11月26日:高知市、12月10日:四万十市、12月25日:安芸市、1月7日:香南市、1/28高知市、2/5黒潮町、2/19高知市、3/2香美市) ○マンツーマン技術指導 指導者6名が11名の研修生を指導、指導回数71回	令和4年度のシカ捕獲頭数については集計中(捕獲継続中)。「新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上」では実施計画に基づいて狩猟フェスタやくくりわな製作講習会等を開催しており、令和4年度の合格者は285名、令和4年度の狩猟免許の交付数は5,705件となっている。	○シカ個体数調整事業 前年度の狩猟により捕獲したシカについて捕獲報償金(8,000円/頭)を交付 ○第二種特定鳥獣捕獲推進事業 市町村が第二種特定鳥獣の捕獲に取り組み狩猟者に配布(貸与)するための「くくりわな」本体の購入に対して補助	○シカ個体数調整事業 23市町村3,660頭分の捕獲報償金(8,000円/頭)を交付(6月30日現在) ○第二種特定鳥獣捕獲推進事業 2町村227基分1,193,000円を交付(6月30日現在)	鳥獣対策課
30	当初	6 漁場環境の保全	絶滅種・絶滅危惧種などの数(動物)	-	276種	増やさない			県下沿岸地域において、各地先の活動組織が藻場や干潟の造成活動等を行えるよう、各地先の活動組織をとりまとめる「高知県環境生態系保全対策地域協議会」に対して補助を行い、円滑な活動の実施を支援するほか、各漁業指導所が現場での活動支援を随時行う。また水産試験場では、天皇洲の干潟におけるアサリ個体数のモニタリングや県内定点の藻場被度調査を行う。	漁業指導所では、管内の各活動組織の取組支援や助言・指導を実施 水産試験場では、天皇洲を主とした浦ノ内湾におけるアサリ資源に関する調査を毎月実施。 水産業振興課では、各地域の活動組織の取りまとめを担う地域協議会に対して補助金を交付、12月までに3回の概算私を行い、活動組織の活動を支援。	令和4年度は、県内の各地域で行われている藻場や干潟の保全に係る取組(活動面積:藻場119.14ha、干潟36.9ha)を支援した。 また水産試験場が天皇洲におけるアサリ調査や藻場定点調査を実施し、生息状況等を把握することができた。	一部の地域では、保全の対象としている海藻類の生物量が前年度よりも増加しており、保全活動を実施する活動組織への支援を通じて、藻場の保全に貢献できた。	漁業指導所では、管内の各活動組織の取組支援や助言・指導を実施。 水産試験場では、天皇洲を主とした浦ノ内湾におけるアサリ資源に関する調査を毎月実施。 水産業振興課では、各地域の活動組織の取りまとめを担う地域協議会に対して補助金の交付を決定。	水産業振興課		
			絶滅種・絶滅危惧種などの数(植物)	-	717種	増やさない		721種	△	RDB2022で4種類が追加						
31	当初	【3-2 森林環境の保全】 1 協働の森づくり事業の推進 2 森林環境譲与税などの取組	協働の森づくり事業のパートナーズ協定締結数	累計	63件 (R元)	新規の増加更新の継続	66件	68件	◎	新規協定(2件)を締結したほか、協定期間満了に伴う協定更新(満了13件中12件更新)もできている。	・企業との交流活動(31件) ・協働の森フォーラム開催(1回) ・協定10年以上継続企業に対する感謝状及び記念品の贈呈(2件)	・協働の森 新規協定(2件)、更新協定(12件)(R5.3.31時点) ・第16回協働の森フォーラムへの参加者実績(会場参加122人、オンライン参加67人) ・企業との交流活動(1,183名)(R5.3.31時点)	・協定締結数(43件)(R5.3.31時点) ・森林環境譲与税のR4年度の執行率は約79% (R3執行率78%)	企業との交流活動(5件)	・協働の森 新規協定(1件)、更新協定(8件)(R5.6.30時点) ・企業との交流活動(277名)(R5.6.30時点)	林業環境政策課
			協働の森づくり事業のパートナーズ協定締結数	累計	63件 (R元)	新規の増加更新の継続	66件	68件	◎	新規協定(2件)を締結したほか、協定期間満了に伴う協定更新(満了13件中12件更新)もできている。						
32	当初	【3-3 里地里山の保全】 1 集落活動センターの取組や移住の促進による里地里山の活性化	新規就農者数	年間	261人 (R元)	320人 (毎年)	213人	214人	△	県内外からのI・Uターン者などによる自営就農や雇用就農などの担い手の確保を推進し、農地の集積や保全管理等を進める	新規就農ポータルサイトへの記事投稿及びリニューアル公開 就農PRイベントの開催(東京2回) 就農相談会の開催(単独38回)、県内外での就農相談フェアへの参加18回 オンラインセミナー開催5回	新規就農ポータルサイトアクセス数72,156件 就農相談者数:240人(個別相談63人、単独相談者77人、就農相談フェア等100人) オンラインイベント参加者 延べ99人	新規就農者数:前年より1名増加 就農相談者数:前年比33%増加	・イベント開催におけるSNS・WEB広告の配信 2回 ・アグリ体験合宿の開催 1回 ・就農相談会への参加 2回 ・親元就農支援策パンフレットの作成 ・就農PRイベントの開催 2回	・就農PRイベント参加者数 15名 ・アグリ体験合宿参加者数 12名 ・中古ハウス確保の取組 1市	農業担い手支援課
			新規就農者数	年間	261人 (R元)	320人 (毎年)	213人	214人	△	県内外からのI・Uターン者などによる自営就農や雇用就農などの担い手の確保を推進し、農地の集積や保全管理等を進める						
33	当初	2 都市との交流による生物多様性の維持と地域活性化 3 環境に配慮した農業の推進と生き物の生息環境の確保	集落活動センターの設置数	累計	61か所 (R元)	80か所 (R6)	63か所	65か所	△	コロナ禍のにより集落での話し合いができず、新たな開設は少なかった。	本部会議(6月)、地域振興監会議2回(4月、9月)、関係部局等会議(10月)の開催 集落活動センター推進フォーラムの開催(2月) 小さな集落活性化事業の開始	各地域、各局での取組の共有、来年度に向けたバージョンアップの検討 集落活動センター推進フォーラム参加 229人 小さな集落活性化事業実施 12地区(8市町村)	集落活動センターR4年度新たな立ち上げ:2か所	・センターの新規立ち上げに係るアドバイザーと地域本部との協議を実施(2回) ・再始動支援:センターへ要望調査を行い17件交付決定 ・大学との連携:センターへ要望調査により28か所から希望があり、7月から実施を予定	中山間地域対策課	
			集落活動センターの設置数	累計	61か所 (R元)	80か所 (R6)	63か所	65か所	△	コロナ禍のにより集落での話し合いができず、新たな開設は少なかった。						
34	当初	2 都市との交流による生物多様性の維持と地域活性化 3 環境に配慮した農業の推進と生き物の生息環境の確保							本県の豊かな自然環境を利用した体験型観光の推進し、グリーンツーリズムなどを通して地域経済の活性化につなげる。	カルストキャンプ場等再整備の着手。	カルスト自然探勝路整備工事の完了。	カルスト自然探勝路を整備したことで、高齢者や車椅子利用の方などにも安全に四国カルストの自然を楽しんでいただけるようになった。		自然共生課		

戦略3 自然環境を守る取組

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標						事業概要	R4			R5(R5. 6月末時点)		担当課	
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3(初年度)	R4	第五次計画の目標に対する進捗度・理由(R4)		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)	アウトプット(結果)		
35	当初	【3-4 清流の保全と流域の振興】 1 清流保全活動の推進	協働の川づくりパートナーズ協定締結数	累計	8件(R元)	新規の増加更新の継続	9件	8件	◎ 目標を達成できている。	1 清流保全活動の推進 物部川清流保全計画、仁淀川清流保全計画及び四万十川流域振興ビジョンに基づき、各主体と連携した清流保全活動の実施や啓発、住民による取組を支援するとともに、それ以外の河川についても、各市町村や団体と連携しながら、活用・保全の取組を推進していく。 2 協働の川づくり事業の推進 川の環境保全活動に関心のある企業と清流保全活動に取り組んでいるNPOなど、流域市町村、県とで「協働の川づくりパートナーズ協定」を締結し、一斉清掃や間伐、子どもたちを対象とした環境学習などの取組を協働で推進していく。	仁淀川一斉清掃、RAC川の安全教室の開催(川と人、社会、文化の関わり講座)	仁淀川一斉清掃参加者:385人、RAC川の安全教室(川と人、社会、文化の関わり講座)参加者:5人	仁淀川一斉清掃ごみ回収量:942kg	・仁淀川清流保全推進協議会各分会、総会の開催 ・農業期濁度調査や農業濁水軽減実証実験の実施 ・水環境勉強会の開催 ・小中学校における環境学習の実施	・市町村と協力し農業濁水軽減に向けて取り組んだ ・水環境関係者の相互理解を進めた ・子どもたちが川に親しみ、清流保全意識の醸成につながった	自然共生課
		36														
37	当初	3 多自然川づくりの推進	おもてなしの水辺創成事業の実施	-	-	継続的な実施	-	-	○ 限られた予算の中で継続的な実施を行っている。	河川工事のなかで、治水、維持管理、環境の両立を念頭に、水際(水から陸への境界域)、瀬、淵、砂州において、自然に近い環境が創出される配慮を伝統工法等にも留意して実施する。	河川整備費(環境系)の予算配分	魚道工(2河川)	水生生物が棲みやすい河川環境整備の着実な進捗	河川整備費(環境系)の予算配分(4/1) 上八川:約10,000千円 新莊川:約5,000千円	河川課	
		環境配慮が必要な河川での「多自然川づくり」の実施	-	-	継続的な実施	5箇所	2箇所	○ 限られた予算の中で継続的な実施を行っている。								
38	当初	【3-5 快適な生活環境の確保】 1 大気、水質などの調査	公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率	年間	97%(H30)	93%(毎年)	95.2%	98.4%	◎ R3,R4年と連続して環境基準達成率となり、事業場排水等の規制が順調に進んでいる。	公共用水域における水質等環境調査や大気などの監視により生活環境の保全を図る	委託業務関係 :公共用水域水質調査委託業務・地下水水質調査委託業務・ダイオキシン類濃度調査委託業務・道路交通騒音委託業務 水質関係 :公共用水域水質測定計画に基づく水質測定及び工場・事業場への立入検査の実施 大気関係 :大気環境測定局での大気環境常時監視の実施及び大気環境移動測定車による大気環境測定の実施、有害大気汚染物質モニタリング調査の実施、航空機騒音常時監視の実施	県内の大気・水質等環境状況の継続把握 大気環境測定局(7測定局)・有害大気汚染物質モニタリング調査(2地点)・酸性雨調査(1地点)・大気環境移動測定(2地点) 公共用水域測定(河川61地点、湖沼2地点、海域42地点、底質6地点)・地下水測定(概況20地点、継続11地点)・海水浴場水質調査(7地点) 騒音調査(航空機騒音4地点)・ダイオキシン類濃度調査(大気4地点、公共用水域・底質7地点、地下水・土壌各1地点)・道路交通騒音(2地点) 工場・事業場立入検査の実施 水質関係 50事業所・ばい煙発生施設6地点	委託業務関係 :公共用水域水質調査委託業務・地下水水質調査委託業務・ダイオキシン類濃度調査委託業務 水質関係 :公共用水域水質測定計画に基づく水質測定及び工場・事業場への立入検査の実施 大気関係 :大気環境測定局での大気環境常時監視の実施及び大気環境移動測定車による大気環境測定の実施、有害大気汚染物質モニタリング調査の実施、航空機騒音常時監視の実施	環境対策課		
		地下水における環境基準達成率	年間	99%(H30)	100%(毎年)	100%	100%	◎ R3,R4年と連続して100%の環境基準達成率となり、事業場排水等の規制が順調に進んでいる。								
39	当初	【3-6 公共工事などの環境配慮】 1 道路工事での環境配慮	道路工事での環境配慮						道路工事により発生した切土法面を潜在自然植生を用いたポット苗工法により施工し、自然林の回復を行う。	工事により発生した切土法面保護工法として、種子を吹き付ける工法が経済的に安価となるが、潜在自然植生を用いたポット苗工法を基本工法として採用することで自然林を回復する。 (工事費で約1,900円/㎡、R4施工箇所合計で約641万円の追加費用を投入)	ポット苗工法により自然林を回復。(A=3,376㎡)	令和4年度に施工のポット苗(A=3,376㎡)により、空気中のCO2吸収量が増加。 (自然林が還元されれば、約130世帯が1日に排出するCO2(約1.2t)を1年間で吸収する)	R4年度に継続し、秋丸佐賀線(家地川~川奥工区)、安満地福良線(橋浦~芳ノ沢工区)を施工。	道路課		
40	当初	2 多自然川づくりの推進【再掲】	自然林の回復	年間	7,558㎡(R元)	4,199㎡以上(毎年)	8,137㎡	3,376㎡	○ R3年度では目標値を上回ったが、施工完了した工区がありR4年度の実績は減少した。	整理番号37に記載	整理番号37に記載	整理番号37に記載	河川課			
41	当初	3 治山・林道事業での環境配慮	自然林の回復	年間	7,558㎡(R元)	4,199㎡以上(毎年)	8,137㎡	3,376㎡	○ R3年度では目標値を上回ったが、施工完了した工区がありR4年度の実績は減少した。	治山・林道事業に関しては、工事金額が8千万円以上について、文化環境システムにて検討を行う。また、林道工事については希少動物(クマタカ)の営巣地がある路線があるため、工事発注前にモニタリング調査を行い、アドバイザーの提言を受け事業を実施して行く。	令和4年度文化環境システム対象工事:7箇所 幹線林道開設事業 大野・高樽線2工区環境調査	令和4年度文化環境システム対象工事:7箇所 幹線林道開設事業 大野・高樽線2工区環境調査委託業務(契約日:R4.8.3)	・令和4年度文化環境システム対象工事については、ほぼ計画どおり発注が完了し、環境配慮検討も行われた。 ・クマタカの繁殖モニタリング調査では、令和4年3月に繁殖が確認された。このため、7月までの期間、繁殖状況調査を実施した。調査の結果、1羽の雛が確認されていたことから、8月より幼鳥モニタリング調査を実施している。今後は、調査結果を注視しつつ工事の発注調整を行う予定である。	令和5年度文化環境システム対象工事:4箇所 幹線林道開設事業 大野・高樽線2工区環境調査(本年度は非繁殖年度であることが推定されており、繁殖が確認された場合は調査を実施予定)	治山林道課	
42	当初	4 環境配慮勉強会の実施 5 環境影響評価の適切な管理・運営	環境配慮勉強会の実施回数	年間	1回(R元)	1回以上(毎年)	0回	0回	◎ 各分野でそれぞれ実施しており、開催しても参加者が集まらないことから、休止した。	4 環境配慮勉強会の実施 環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行うために、「文化環境評価システム」の運用を行うとともに、四万十川流域においては、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第32条の規定に基づき、「高知県四万十川流域環境配慮指針」を策定し、流域の公共工事について、事業の計画から実施、管理の各段階ごとに生態系及び景観の保全への配慮を行う。 5 環境影響評価の適切な管理・運営 大規模な開発事業を実施しようとする際に、あらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者が調査、予測、評価を行わせ、その結果を公表して国民、県民等から意見を聴き、環境への適正な配慮を実施していく。	環境影響評価技術審査会の開催(5回)、現地視察の実施(2回)、公聴会の開催(1回)	準備書に係る技術審査会(4回)、配慮書に係る技術審査会(1回)、準備書に係る知事意見を提出(2回)、配慮書に係る知事意見を提出(1回)	事業者が環境影響評価に係る適切な手続きを実施させ、技術審査会と公聴会の開催等を通じて環境の保全の見地からの意見を形成し、知事意見として提出した。	四万十川重点地域許可制度研修会の開催	生態系及び景観の保全への配慮の必要性について流域市町及び調査員へ周知した	自然共生課

戦略4 地域資源を活かした産業振興		各戦略の指標							R4				R5 (R5. 6月末時点)		担当課
整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3 (初年度)	R4	第五次計画の目標に対する進捗・理由(R4) ◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手	事業概要	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)	アウトプット(結果)	
43	当初	【4-1 本県の強みである恵み豊かな地域資源を活用した産業振興】 1 滞在型観光、体験型観光の推進	自然・体験型観光施設などの利用者数	年間	1,038千人 (R元)	1,141千人 (毎年)	R3 1,400千人 (全38施設) 内訳 ・レンタサイクル:54,190人(2施設) ・海・川関連のアクティビティ:84,234人(10施設) ・キャンプ場:66,722人(7施設) ・他観光施設等:1,194,644人(19施設) R4 1,807千人 (全38施設) 内訳 ・レンタサイクル:67,283人(2施設) ・海・川関連のアクティビティ:96,134人(10施設) ・キャンプ場:65,983人(7施設) ・他観光施設等:1,577,106人(19施設)	◎ 利用者数は、R3からR4にかけて30%程度増加しており、目標値を大きく上回っている。	・豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備 ・グリーン・ツーリズムの推進	【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】 ○観光振興総合支援事業費補助金による支援:9市町、18事業 ○地域観光振興交付金(債務負担)による支援:3市町、3事業 ○令和5年度県当初予算に向けた要望調査:補助金 15市町村 19事業 交付金 1町2事業 ○協議への参画等による関係者間の調整 【グリーン・ツーリズムの推進】 四国グリーン・ツーリズム推進協議会関係 ○四国4県での協議会の実施 2回 ○公式SNSでの情報発信事業の取材 ○農山漁村振興交付金事業(R4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務)モニターツアー-3回 研修2回 ○「思いっきり四国! 88癒しの旅。」キャンペーンの実施 162日間 ○四国グリーン・ツーリズム推進協議会実践者交流会 1回	【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】 ○観光振興総合支援事業費補助金による支援:98,989,000円 ○地域観光振興交付金による支援:27,867,000円 【グリーン・ツーリズムの推進】 ・四国4県での協議会の実施(5/11参加者9名)(10/14参加者7名) ・公式SNSでの情報発信事業の取材対応(6/23~6/24)(訪問先:いの町、四万十町、四万十市) 8月~9月に10回、四国グリーン・ツーリズムインスタグラムに記事掲載 ・農山漁村振興交付金事業(R4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務) モニターツアー実施:嶺北エリア 8人、奥四万十エリア 9人、中土佐・黒潮エリア 28人 研修の実施:基礎編:現地参加1人 オンライン参加11人 実践編:現地参加6人 オンライン参加4人 ・四国グリーン・ツーリズム推進協議会実践者交流会(10/14 受講者50名)	【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】 ○観光振興総合支援事業費補助金による支援:4市町、4事業(交付決定済) 【グリーン・ツーリズムの推進】 ○四国4県での協議会の実施(第1回:4/25参加者10名) ○「思いっきり四国! 88癒しの旅。」キャンペーンの事業開始準備 ・リーフレット・ポスターの委託契約(6/9付): (株)高陽堂印刷 ・ホームページ作成業務の委託契約(5/30付): 四国工業写真(株) ○公式SNSでの情報発信事業(6/29)(掲載先:土佐和紙工芸村 QRAUD) ※R6.3月まで毎月掲載予定。	地域観光課		
44	当初	2 自然公園の適正な管理と自然・体験型観光による利用促進							本県の豊かな自然環境を利用した体験型観光の推進するために、環境保全を図りつつ自然を楽しめる利用施設の整備と維持管理を行う。						自然共生課
45	当初	3 環境保全型農業の推進	病害版IPM技術の新規導入技術数	累計	-	7品目 (R5)	2品目	5品目	○ 常温煙霧機の導入実績:ナス、米ナス、キュウリ、シントウ、メロン	◆IPM関係:IPM実証展示ほの設置(8作物)、生産者・技術者への技術指導(3回)、環境保全型農業資材の導入状況調査(1回、9月)、ナス・キュウリにおける常温煙霧実証(2作物) ◆GAP関係:JA品目別営農指導員会(1回)、県版GAP第三者確認の実施(事前研修1回、現地調査1回)、GAP研修等の実施(2回)	◆IPM関係:IPM実証展示ほの設置(17カ所)、生産者・技術者への技術指導(57人)、ナス・キュウリにおける常温煙霧実証(ナス:3カ所、キュウリ:5カ所) ◆GAP関係:JA品目別営農指導員会(15人)、県版GAP第三者確認の実施(事前研修8人、現地調査12カ所)、GAPセミナー(43名)、GAP現地検討会(9名)	◆IPM関係:IPM技術実証展示ほ、常温煙霧実証により、生産者のIPMIに対する意識が高まった ◆GAP関係:1経営体がJGAP認証を取得した	◆IPM関係:IPM実証展示ほの設置(3作物・3カ所)、常温煙霧実証(1作物、1カ所) ◆GAP関係:県版GAPの国際化対応に関する現場の意見聴取、GAPセミナー(87名)	環境農業推進課	
46	当初	4 CLTなどによる県産材の利用促進							①建築物の木造化を推進するため、公共事業や公共施設での県産材の率先利用を促進するとともに、県産材を活用した住宅の建築を推進する。 ②新しい建築材料であるCLT等を活用した木造建築や低層非住宅の木造建築を推進するため、普及・技術取得及びCLT等木造建築の設計支援や、建築士・施工業者・施主を対象にした研修会に対して支援を行う。	①県産材利用推進本部会の開催、ここの木の住まいづくり助成事業説明会の開催(3回) ②CLT建築物等の設計及び木造化・木質化の支援。CLT完成研修会(大豊学園)、構造研修会(牧野植物園研究棟)、技術セミナー(1回)の開催。CLTフォーラム(東京、11月)の開催、CLTフォーラム(高知、1月)の開催。CLT簡易住宅展示会の開催(11月)。環境不動産評価手法検討委員会(5回)及び庁内検討会議(3回)の開催。関係団体との意見交換(11月)、県産材利用地域推進会議(6地区)及び高知県建築士会各支部(5支部)での制度のPR。	①木造住宅の申請250件 ②CLT建築物等の設計支援(申請4件)、木造化・木質化の支援(申請3件)。CLT構造・完成研修会(参加者延べ96名)。CLTフォーラム(東京148名、高知62名)、CLT簡易住宅展示会(参加者110名)。	①県有施設の木造化・木質化(R3実績100%(棟数ベース))、戸建て住宅の木造化率(R4実績93.0%(棟数ベース)) ②CLT棟数47棟(R5.3)、非住宅建築物の木造化率(R4実績11.8%(床面積ベース))。高知県環境不動産の県独自基準、条例及び要綱・基準等の策定。	①ここの木の住まいづくり助成事業説明会の開催(3回) ②CLT建築物等の設計及び木造化・木質化の支援、技術セミナー(1回)の開催。防災イベントでのCLT簡易住宅展示(5月)。	①木造住宅の申請46件 ②CLT建築物等の設計支援(申請4件)、木造化・木質化の支援(申請1件)。CLTセミナー(参加者65名)。防災イベントでのCLT簡易住宅展示(見学者185名)。	木材産業振興課
47	当初	5 地域の未利用森林資源を有効活用した取組の推進							木質バイオマス資源の有効利用を図るため、幅広い分野での木質バイオマスボイラーの導入及び木質バイオマス発電を促進するとともに、木質燃料の安定供給を推進する。	木質バイオマスエネルギー利用促進協議会の現地見学会及び講演会の開催(1回)、木質バイオマスボイラーの導入促進のため新たな環境省事業を新設	木質バイオマスエネルギー利用促進協議会:エフビット見学会(参加者55名)、講演会の開催(参加者35名)、環境省事業による木質バイオマスボイラーの導入1台	木質バイオマスの年間利用量 R4実績243千m3(R4計画324千m3)			木材産業振興課
48	当初	6 CO2木づかい固定量認証制度の普及	県有公共施設の木造率	年間	100% (R元)	100% (毎年)	100%	現在、調査中。月開催予定の県産材利用推進本部会後に公表予定	県産材を使用した建築物において、建築木材中のCO2固定量を数値化し、証書等を交付することで環境への貢献を身近に感じてもらう取組。また、県産材に限定することで、県産材の利用促進を図る。	もくもくエコランド2022への出展		木づかい固定量認証件数 349件	・木づかい固定量認証件数 75件(7月13日時点)	自然共生課	
49	当初	7 漁村におけるサービス業の創出							【浦ノ内湾におけるアサリ資源回復と有効活用の取組】 ・浦ノ内湾のアサリ資源を回復させるため、エイやクロダイ等の食害魚からアサリを守るための「被せ網」を敷設し、そのメンテナンスを行いながら、増殖したアサリ資源の有効活用についての検討を行う。	アサリ資源のモニタリング調査(1回)	被せ網のメンテナンスを174区画(全563区画)で実施	モニタリング調査の結果、被せ網下のアサリ現存量は63トンであると推察	アサリ被せ網のメンテナンス(4-6月)	被せ網のメンテナンスを96区画で実施	水産政策課
50	当初								あゆを観光や地域振興等に活用していくための指針である「あゆ王国高知振興ビジョン」(令和4年3月策定)に掲げる取組を推進	・あゆPR動画の作成、情報発信HPの公開等 ・SNSへあゆに関する記事の投稿(19回) ・地産外商公社と連携したメディアへのプロモーション活動(3回)等 ・釣り具メーカー主催のあゆ釣り全国大会の誘致に向けて全国大会を視察	・SNS、HPでの記事及び動画閲覧数70万件以上 ・釣り具メーカーが大会の開催に向けてに淀川を視察	・県産天然あゆの認知度が向上 ・令和5年度釣り具メーカー主催のあゆ釣り西日本ブロック大会の仁淀川での開催(7/22)が決定	・委託契約の締結によるPRイベントの開催等 ・SNSの投稿による情報発信	・関東メディア向けPR会の開催により17媒体で記事化 ・あゆ情報発信HPへのアクセス数約1万件(4~6月)	水産振興課
51	当初	8 再生可能エネルギーを活用して得られた利益の地域への還元							県、市町村、県内事業者等の共同出資により設立した株式会社だが、市町村有地で太陽光発電事業を行い、その売電した収益を、出資比率に応じて株主(県、市町村、民間事業者)へ配当する。	・発電会社(6社)の運営(発電か所は7カ所) ・本年度で開催された全て(6社)の発電会社の株主総会へ出席(うち1社は書面開催)	発電電力量:1,325.1万kWh	県へのR4年度配当金収入:30,681千円(6社合計)	・発電会社(全6社)の運営・進捗確認 ・6月末時点で株主総会を開催した3社のうち、2社の株主総会に出席、他1社は書面開催。	R5年4月、5月の発電量計約193.4万kWh	環境計画推進課

戦略5	整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標						事業概要	R4			R5 (R5. 6月末時点)		担当課		
				目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3 (初年度)	R4	第五次計画の目標に対する進捗度・理由(R4)		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)	アウトカム(成果)			
																	◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない -:未着手	
	52	当初	【5-1 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成】 1 幼少期、青少年期における環境教育の充実	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	45人 (R元)	100人 (R5)	72人	91人	○	100人(R5)に向けて取組を進めている。	学校行事としての2泊3日以上の自然体験型学習事業に加え、NPO法人や福祉施設、青少年育成団体等、民間団体が概ね高校生以下の生徒を対象とした1泊2日以上の自然体験型学習にも補助を行うことで、子どもの体験活動の機会を増やす。	当初予算は5,100千円であり、本事業要綱当課HP掲載、市町村教育委員会及び昨年度のヒアリングにおける関係団体への要綱案内等を周知した。10月には、市町村教育委員会あてに追加募集の周知を配付した。また、民間は、過去の実績がある団体に直接連絡し、事業の実施に向けてヒアリングを行った。	学校行事3校、民間団体3団体・3企画の実績であった。昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により多数の学校等が中止の判断をした。	森林の役割や海との関係についての講話や、自ら作成したろ過装置を使って森林が水をきれいにする働きを学ぶことで、森林と海の大切さを再認識する機会となっている。また、地域の方と連携し、川遊びや魚の調理方法を学ぶことを通して地域の環境や故郷に対する愛着心につなげることができた。	当初予算は5,600千円。本事業要綱、募集案内を当課HPに掲載。市町村教育委員会へ募集を周知。これまで事業実績のある市町村及び団体への本事業の再周知を行う。	6月末時点の申請状況は、学校行事2校、民間団体3団体となっている。また、現段階で計画中であるものは、学校行事2校(連合は1校とする)、民間団体は2団体3企画である。	生涯学習課
	53	当初	1 幼少期、青少年期における環境教育の充実 2 環境学習を推進するための人材育成 3 環境保全活動を実践する人材の育成	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	45人 (R元)	100人 (R5)	72人	91人	○	100人(R5)に向けて取組を進めている。	1 幼少期、青少年期における環境学習の充実 ・学習プログラムリスト(小学校向け、中学校向け、高等学校向け)の作成・配布、環境絵日記コンテスト、こどもエコクラブ事業(高知県環境活動支援センター実施委託業務) 2 環境学習を推進するための人材育成 ・環境学習講師の紹介・派遣(高知県環境活動支援センター実施委託業務) ・生物多様性こうち戦略推進リーダー登録制度 3 環境保全活動を実践する人材の育成 ・生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座・現場活動ツアーの実施(高知県環境活動支援センター実施委託業務)	・推進リーダー養成講座の開催(2回)、活動現場体験ツアーの実施(2回) ・学習プログラムリストの作成・配布(県内全小学校へ1部ずつ、高知市教育研究会環境教育部会で説明) ・環境絵日記コンテストの開催 ・生物多様性こうちプラン大賞の開催	・推進リーダー養成講座の受講者数(のべ23人)、活動現場体験ツアーの参加人数(のべ3人) ・学習プログラムリストを活用した環境学習の受講者数(741人) ・環境絵日記コンテストの参加校(83校)、応募作品数(3,586作品)	・学習プログラムリストを活用した環境学習を推進できた。 ・環境絵日記コンテストを通して、県内多くの子どもたちに環境への意識を育ててもらえた。 ・生物多様性こうちプラン大賞交流会を通して、生物多様性保全に取り組むを募集、表彰し、県民による生物多様性保全の取組を推進できた。	小学校向けプログラムリストを県内の全小学校に送付(4/28)	小学校向けプログラムリストを活用した環境学習 件数:11件 受講者数:231人	自然共生課
	54	当初	3 環境保全活動を実践する人材の育成	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	年間	396人 (R元)	450人 (毎年)	595人	955人	◎	目標の212%を達成しているため。	人と木の共生を基本理念とした「木の文化構想」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めてもらうため、幅広く県民からの参加を募る森林保全ボランティア活動などの取組を実施する。	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動、HPによる広報、パネル展の開催等の実施委託<契約金額 2,891,000円> ・森林環境学習フェア等開催委託<契約金額 12,381,600円>	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動(55回)、参加者(955人)(R3.40回、595人) ・第5回森林環境学習フェアの開催(10/22-23) 来場者数22日(2,938人)、23日(3,460人) 計6,398人(R3.5,000人) ・森林環境学習フェアでのパネル展示(10/22-23) ・オーテピア高知図書館でのパネル展示(2/16-3/8) ・森林環境保全バスツアーin馬路村の開催(11/27) 参加者数22名 ・森林環境保全バスツアーin構原町の開催(3/12) 参加者数46名	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動が前年同期より、回数・参加者数とも増加傾向。 ・森林保全体験バスツアーの実施は、3年ぶりに実施ができた。	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動、HPによる広報、ボランティアネットワーク強化等の実施委託<契約金額 7,834,000円> ・森林環境学習フェア等開催委託<契約金額 12,551,990円>	林業環境政策課	
	55	当初	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	累計	14人 (R元)	17人 (R7)	19人	20人	◎	目標を達成している	環境学習を推進するための人材育成 ・地球温暖化防止活動推進員の活用推進	・県の広報紙による推進員の募集:44人(R4)→42人(R5.1未現在) ・令和4年度高知県地球温暖化防止活動推進員フォローアップセミナーの実施:10参加(新規推進員4名中3名参加) ・令和4年度高知県地球温暖化防止活動推進員スキルアップセミナーの実施:8名参加 ・令和4年度四国ブロック合同推進員研修会:高知から3名(全参加者は14名)	・研修の受講等による地球温暖化防止活動推進員のスキルアップ(温暖化に関する基礎知識、啓発の手法など) ・県内外の推進員と交流することによるモチベーションアップ ・他県の活動事例等の共有により、今後の活動の参考になった。	・県の広報紙による推進員の募集(さんSUN高知「情報ひろば」6月号) ・令和4年度高知県地球温暖化防止活動推進員フォローアップセミナーの実施(9/3 こうち男女共同参画センター「ソール」) ・令和4年度高知県地球温暖化防止活動推進員スキルアップセミナーの実施(12/10 愛媛県内子町の内子バイオマス発電所) ・令和4年度四国地域合同推進員研修会(11/17.18 四国中央市市民文化ホール「しこちゅ〜ホール」) ※令和4年度から名称変更	さんSUN高知6月号と7月号に、地球温暖化防止活動推進員の募集記事を掲載	6月末時点、応募者0名	環境計画推進課
	56	当初	【5-2 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり】 1 学校や地域との協働による環境保全活動の促進	県民一斉美化活動の参加者数	年間	2,033人 (R元)	3,000人 (毎年)	1,396人	1,944人	○	R4も新型コロナウイルス感染症の影響で参加者が伸び悩んでいるが、取組は順調に進んでいる。	地域の美化活動を実施する団体への支援と県民との協働による不法投棄の防止や美化活動の促進 ・ボランティアの拡充、県民等の美化活動の支援、県民一斉美化活動月間の取組の推進、美化啓発及び広報活動	・美化活動に取り組む県民及び市町村への資材提供(軍手、ゴミ袋、火ばさみ) ・新聞広告掲載(2/1)、公共交通機関(バス・電車)内広告掲載(100台)、ホームページ掲載	美化月間中に具体的に活動に取り組む参加者数の増加。(1,396⇒1,944人)	・美化に対する県民意識が向上し、美化活動が実践されたことにより、「清潔で美しい高知県をつくる条例」が目指す清潔で美しい県土づくりの推進につながった。	・美化活動に取り組む県民及び市町村への資材提供(軍手、ゴミ袋、火ばさみ) ・新聞広告掲載、公共交通機関(バス・電車)内広告掲載、ホームページ掲載等による活動のPRを実施	環境対策課	
	57	当初	2 地域における環境学習の支援 3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供	環境学習などの受講者数	年間	2,891人 (R元)	2,500人以上 (毎年)	2,376人	2,942人	◎	総合的な学習における講師紹介・派遣が増加した。	2 地域における環境学習の支援 ・環境学習講師の紹介・派遣、学習プログラムリスト(社会人向け)の作成・配布(高知県環境活動支援センター実施委託業務) 3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供 ・ホームページやメールマガジン等による環境活動情報・助成金情報等の提供、生物多様性こうち戦略推進リーダー活動報告会の開催、生物多様性の普及・啓発を目的とする表彰事業「ふるさとのおのちをつなぐ こうちプラン大賞」の実施(高知県環境活動支援センター実施委託業務)	・推進リーダー活動報告会の開催(1回) ・「ふるさとのおのちをつなぐ 生物多様性こうちプラン大賞」の開催 ・観光ガイドのための生物多様性講座(3名)	・推進リーダー活動報告会の参加人数(8人) ・「ふるさとのおのちをつなぐ 生物多様性こうちプラン大賞」の応募件数(9件)、公開選考会の来場者数(52名) ・観光ガイドのための生物多様性講座(38人)	・環境イベントや研修会の参加者について、一定の人数は確保できており環境に対する知識は深めてもらっているが、参加者の顔ぶれが同じであることが多い。 ・観光ガイド等が活動するフィールドに環境学習講師を派遣することで、地域の自然資源の持続的な活用に関する普及啓発につながった。	・環境学習講師の紹介・派遣(18件25名) ・情報発信:メールマガジン(12回)、Facebook(8回)、Instagram(11回) ・県内の全小中学校及び教育委員会(4/28)、高等学校(6/9)へ事業案内資料を送付	環境学習の受講者数(456名)	自然共生課

# 進捗状況の概括（重点施策を含む戦略に係る進捗状況のとりまとめ）

## 戦略1 地球温暖化への対策

【全体評価】概ね順調な指標はあるものの、全体としては引き続き対策を強化していく必要がある。

※「評価」は、「達成率」を基準として、80%以上：◎、60%以上：○、60%未満：△としている。戦略2～5も同様の基準で評価する。

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標						
	目標指標	第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	達成率	評価
<b>【1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大】</b>	県内の温室効果ガスの排出量 ※基準年(平成25(2013)年度)	年間	24.1%削減 (H29)	47%以上 削減(R12)	未集計	未集計	
1 県民会議による取組 2 地球温暖化対策に関する効果的な情報発信	エコアクション21の認証・登録事業者数	累計	242社 (R元)	270社 (R7)	220社	211社	78% ○
	地球温暖化対策を何もしていない人の割合 ※県民世論調査における回答率	—	9.1% (R元)	5%未満 (R7)	7.1%	7.8%	64% ○
<b>【1-2 再生可能エネルギー導入への支援】</b>	住宅用太陽光発電の普及率	累計	8.7% (R元)	11.1% (R7)	9.5%	9.9%	89% ◎
1 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 2 地域社会に根ざした電源の導入促進と活用 3 分散型電力ネットワークの構築に向けた環境整備と地域新電力の設立支援 4 自家消費型発電設備の導入促進と電力需給調整力の確保 5 その他のエネルギーの普及促進	住宅用蓄電池・V2Hの導入件数	累計	—	500件 (R7)	—	—	
	民間事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の導入件数	累計	—	25件 (R7)	4件	13件	52% △
	小水力発電や木質バイオマス発電の事業計画数	累計	—	3件 (R7)	—	—	
	地域新電力会社の設立件数(小売電気事業者の設立件数)	累計	—	3件 (R7)	1件	1件	33% △
	「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内企業数	累計	—	20社 (R7)	1社	1社	5% △
<b>【1-3 気候変動の影響への適応】</b>	気候変動の影響への「適応策」の推進	—	—	計画の推進	—	—	
1 地球温暖化の影響への適応							
<b>【1-4 公共交通機関の利用促進によるCO2削減】</b>	県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9% (R元)	39% (R12)	32%	17%	44% △
1 公共交通機関の利用促進							
<b>【1-7 森林吸収源対策による温暖化防止】</b>	県内民有林の間伐面積	年間	4,693ha (R元)	5,200ha (毎年)	4,493ha	3,565ha	69% ○
1 持続可能な森林づくり 2 高知県協働の森CO2吸収認証制度の推進 3 オフセット・クレジット制度の活用	県内民有林の再造林面積	年間	250ha (R元)	630ha (R5)	299ha	342ha	54% △

## 戦略2 循環型社会への取組

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(【2-1 3Rの推進】については、9月以降に調査実施予定)

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標						
	目標指標	第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	達成率	評価
<b>【2-1 3Rの推進】</b>	一般廃棄物の排出量	年間	252千t (R元)	231千t (R7)	242千t	集計中	
1 リデュースに関する普及啓発 2 リユース、リサイクルに関する普及啓発 3 食品ロス削減に向けた取組の推進	一般廃棄物のリサイクル率	年間	20.2% (R元)	25% (R7)	20.3%	集計中	
	県民一人当たりの1日分の家庭ごみの排出量(一般廃棄物)	年間	600g (R元)	537g (R7)	599g	集計中	
<b>【2-2 プラスチックごみ対策】</b>	リバーボランティアによる清掃活動の実施	—	—	継続的な実施	—	—	
1 プラスチック資源の効果的な分別回収 2 自発的な清掃活動への支援と河川ごみマップの作成・更新 3 海岸漂着ごみのモニタリング調査							
<b>【2-4 廃棄物の適性処理と災害廃棄物の処理対策】</b>	適正処理講習会の開催回数	年間	3回 (R元)	3回 (毎年)	3回	3回	100% ◎
1 廃棄物の適正処理 2 災害廃棄物の処理対策	災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催(訓練を含む)	年間	3回 (R元)	3回 (毎年)	3回	4回	133% ◎

### 戦略3 自然環境を守る取組

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(評価可能なすべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。)

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標							
	目標指標		第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	達成率	評価
<b>【3-1 生物多様性こうち戦略の推進】</b>								
1 希少野生動植物の保全	生物多様性の認知度	—	61.8% (H30)	80% (R5)	—	—		
2 野生鳥獣の保護・管理	防護柵の設置と維持による植生回復状況	年間	77% (R元)	80% (毎年)	90%	84.6%	106%	◎
3 外来生物による被害防止	食害拡大地域の現地調査か所数	年間	7か所 (R元)	5か所 (毎年)	8か所	9か所	180%	◎
4 動植物の情報収集と標本の適正管理	ニホンジカの捕獲頭数	年間	19,414頭 (R元)	30,000頭 (～R3) 25,000頭 (R4～)	21,708頭	集計中		
5 海岸、海洋環境の保全	絶滅種・絶滅危惧種などの数(動物)	—	276種	増やさない	—	—		
6 漁場環境の保全	絶滅種・絶滅危惧種などの数(植物)	—	717種	増やさない	—	721種		
<b>【3-4 清流の保全と流域の振興】</b>								
1 清流保全活動の推進	協働の川づくりパートナーズ協定締結数	累計	8件 (R元)	新規の増加 更新の継続	9件	8件		
2 協働の川づくり事業の推進	おもてなしの水辺創成事業の実施	—	—	継続的な 実施	—	—		
3 多自然川づくりの推進	環境配慮が必要な河川での「多自然川づくり」 の実施	—	—	継続的な 実施	5箇所	2箇所		
<b>【3-6 公共工事などでの環境配慮】</b>								
1 道路工事での環境配慮	自然林の回復	年間	7,558㎡ (R元)	4,199㎡ 以上 (毎年)	8,137㎡	3,376㎡	80%	◎
2 多自然川づくりの推進【再掲】	環境配慮勉強会の実施回数	年間	1回 (R元)	1回以上 (毎年)	0回	0回	0%	△
3 治山・林道事業での環境配慮								
4 環境配慮勉強会の実施								
5 環境影響評価の適切な管理・運営								

### 戦略4 地域資源を活かした産業振興

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(評価可能なすべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。)

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標							
	目標指標		第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	達成率	評価
<b>【4-1 本県の強みである恵み豊かな地域資源を活用した産業振興】</b>								
1 滞在型観光、体験型観光の推進	自然・体験型観光施設などの利用者数	年間	1,038千人 (R元)	1,141千人 (毎年)	1,399千人	1,806千人	158%	◎
2 自然公園の適正な管理と自然・体験型 観光による利用促進	病害版IPM技術の新規導入技術数	累計	—	7品目 (R5)	2品目	5品目	71%	○
3 環境保全型農業の推進	県有公共施設の木造率	年間	100% (R元)	100% (毎年)	100%	—		
4 CLTなどによる県産材の利用促進								
5 地域の未利用森林資源を有効活用した 取組の推進								
6 CO2木づかい固定量認証制度の普及								
7 漁村におけるサービス業の創出								
8 再生可能エネルギーを活用して得られた 利益の地域への還流								

## 戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(評価可能なすべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。)

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標							
	目標指標	第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	達成率	評価	
<b>【5-1 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成】</b>	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	45人 (R元)	100人 (R5)	72人	91人	91%	◎
<u>1 幼少期、青少年期における環境教育の充実</u>	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	年間	396人 (R元)	450人 (毎年)	595人	955人	212%	◎
<u>2 環境学習を推進するための人材育成</u>	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	累計	14人 (R元)	17人 (R7)	19人	20人	118%	◎
<u>3 環境保全活動を実践する人材の育成</u>								
<b>【5-2 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり】</b>	県民一斉美化活動の参加者数	年間	2,033人 (R元)	3,000人 (毎年)	1,396人	1,944人	65%	○
<u>1 学校や地域との協働による環境保全活動の促進</u>	環境学習などの受講者数	年間	2,891人 (R元)	2,500人 以上 (毎年)	2,376人	2,942人	118%	◎
<u>2 地域における環境学習の支援</u>								
<u>3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供</u>								

# 高知県環境基本計画第五次計画の主な普及啓発

## 1 県民への普及啓発

県民が役割を果たしていくために、県民の役割の必要性を県ホームページや Facebook などの SNS を使った情報発信、「高知県環境活動支援センターえこらぼ」との連携による情報発信や人材育成、チラシやパンフレットの配付により周知し、県民の行動変容を促す。

### 令和4年度実績

- ・環境にやさしい買い物キャンペーン開催：参加者 2,949 人
- ・web 版環境パスポートの運用開始：登録者 775 人
- ・公共交通応援キャンペーンの実施（写真・川柳・子ども絵画作品の募集）：応募数計 2,009 点
- ・フードドライブの手引き作成・配布：7,000 部
- ・食品ロス削減ガイドブック作成・配布：12,000 部
- ・四万十川一斉清掃：参加者 3,074 人、仁淀川一斉清掃：参加者 385 人
- ・野生植物分布調査事業 調査及び普及啓発活動：参加者のべ 1,736 人
- ・野生生物分布調査事業 普及啓発事業（セミナー、野外学習及び室内学習）：参加者のべ 198 人
- ・狩猟フェスタ開催：来場者 1,063 人
- ・新規就農ポータルサイトへの記事投稿及びリニューアル公開：アクセス数 72,156 件
- ・あゆ PR 動画の作成、情報発信 HP の公開等、県 SNS への記事投稿：閲覧数 70 万件以上
- ・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動：55 回、参加者 955 人
- ・第 5 回森林環境学習フェアの開催（10/22-23）：来場者計 6,398 人

## 2 事業者の活動支援

環境保全と創造に関する地域の課題を解決するために実施する取組の支援を行う。また、企業が行う環境問題を意識してもらうための研修会などに対し、適切な環境学習講師の紹介・派遣を行う。

### 令和4年度実績

- ・太陽光発電設備導入に関する補助金による導入支援：自己所有分 8 件、PPA 分 1 件
- ・省エネ診断の実施 16 社
- ・高知県環境活動支援センターえこらぼによる環境学習講師の派遣

## 3 環境活動団体の活動支援

地域の清掃活動や環境学習会といった環境保全活動などを実施する活動の支援を行う。

### 令和4年度実績

- ・リバーボランティアの清掃活動を支援（消耗品の配布、傷害・賠償責任保険の加入）  
：参加者 89 団体、16,176 人
- ・「高知県環境生態系保全対策地域協議会」に対する補助金交付により藻場や干潟の造成活動等を支援
- ・生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座・活動現場体験ツアーの実施
- ・地球温暖化防止活動推進員の活用



#### 4 教育機関での環境教育の充実

地球温暖化問題、循環型社会の構築、生物多様性の損失といった環境問題に対して、県民一人ひとりが行動していくことの必要性を伝えていくため、学校における環境学習への助言、環境学習講師の紹介・派遣の支援を行う。また、学校の学習内容に対応しやすいプログラムを紹介するパンフレットを作成するなど、環境学習機会の提供を促進する。

##### 令和4年度実績

- ・ 県内の全小学生にバス・電車割引パスポート、バスキッズ定期券の広報チラシの配布
- ・ 県内の全小学4年生にバス・電車の乗り方パンフレットの配布
- ・ 自然体験型学習（1泊2日以上）の実施：学校行事3校、民間団体3団体・3企画
- ・ 学習プログラムリストを活用した環境学習：受講者741人
- ・ 環境絵日記コンテストの開催：参加校83校、応募作品数3,586作品

#### 5 研究機関との連携

大学や高等専門学校、植物園、動物園を含む博物館などの研究機関は、環境問題に関する様々な研究を行っていることから、研究機関と連携した取組の促進や支援を行う。

##### 令和4年度実績

- ・ 高知県気候変動適応センターと連携した普及啓発  
小学高学年向け啓発冊子「目で見る！高知の気候変動と適応図鑑」の活用  
（小学校への活用依頼及びHPでの紹介、活用を希望する小学校に配布：23校・700部）  
「図鑑」パネルの展示：5回、冊子の配布：3回・120部

#### 6 市町村との連携

県が実施する事業や補助制度の周知など、環境保全に関する情報共有や、市町村が実施する取組の支援を行う。

##### 令和4年度実績

- ・ 高知県地球温暖化防止県民会議行政部会での情報提供  
グリーン購入基本方針の策定、適合商品選定について呼びかけを実施
- ・ 3Rに関する国の施策についての情報提供
- ・ 市町村が第二種特定鳥獣の捕獲に取り組む狩猟者に配布するための「くくりわな」本体の購入を補助：3,304基分
- ・ 豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備への支援
- ・ 美化活動に取り組む県民及び市町村への資材提供



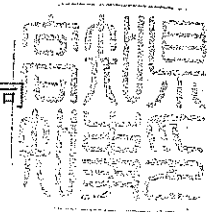
5 高自共第 325 号

高知県環境審議会 様

生物多様性基本法第 13 条第 1 項に基づき策定した、高知県の生物多様性地域戦略の改定について諮問します。

令和 5 年 7 月 27 日

高知県知事 濱田 省司



## 生物多様性こうち戦略改定の概要

### 1 生物多様性こうち戦略 ～ふるさと*のいのちをつなぐ*こうちプラン～

#### (1) 策定根拠

生物多様性基本法 第13条第1項

都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

#### (2) 経緯

- ・H4年 地球サミットで生物多様性条約が採択(日本はH5年に締結)
- ・H7年 生物多様性国家戦略策定
- ・H14年 新・生物多様性国家戦略
- ・H19年 第三次生物多様性国家戦略
- ・H22年 生物多様性国家戦略2010
- ・H24年 生物多様性国家戦略2012-2020
- ・H26年 生物多様性こうち戦略策定
- ・H31年 生物多様性こうち戦略改訂
- ・R5年 生物多様性国家戦略2023-2030 (R5.3.31閣議決定)

#### (3) 戦略の内容

##### ・理念

ふるさと*のいのちをつなぐ*

～豊かな生きものの恵みを受けて 美味しく 楽しくずっと暮らそう 高知県～

##### ・行動計画

10年間の行動計画として、「知る・広める」、「つなげる」、「守る」、「活かす」の4つの重点プランに基づく81の取組を実施している。

##### ・戦略の推進

戦略の推進については、毎年度、環境審議会自然環境部会で各行動計画の進捗状況を報告し、点検・評価をしている。

### 2 戦略の改定について

#### (1) 改定の理由

現戦略では平成26年度から令和5年度の10年間を計画期間としている。今年度は、令和6年度からの10年間の取組計画を定めるため、改定にかかる作業に取り組むこととしている。

なお、改定にあたっては、過去5年間の取組成果及び「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえたものとする。

#### (2) 改定のスケジュール(案)

R5.7.27 改定について環境審議会へ諮問

R5.8～R6.2 自然環境部会(3回予定)等で改定にかかる審議

⇒ パブリックコメント等意見集約した後、戦略改定

⇒ 戦略改定を環境審議会へ報告